

ドイツ村公園トイレ新築工事のうち建築工事

図 面 目 録					
	表紙 図面目録	A - 11	建具伏図・建具リスト	E - 1	電気工事特記仕様書
A - 1	特記仕様書 1	A - 12	基礎・床・梁・天井 各伏せ図	E - 2	盤類結線図・照明器具姿図
A - 2	特記仕様書 2	A - 13	壁量計算表 軸組図	E - 3	電気工事 配置図
A - 3	特記仕様書 3	A - 14	外構配置図	E - 4	電気工事 平面図
A - 4	特記仕様書 4	A - 15	工作物配置図・各詳細図		
A - 5	配置図 付近見取図	A - 16	木造軸組工法標準図 - 1		
A - 6	平面図 屋根伏図 立面図 仕上表	A - 17	木造軸組工法標準図 - 2		
A - 7	矩計図 断面詳細図 1				
A - 8	断面詳細図 2 部分詳細図				
A - 9	平面詳細図				
A - 10	展開図				

Ⅰ. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち建築工事	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標注の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。）に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発主土は建設発主土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発主土搬出調査（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合に	は、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発主土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで置置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真又は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。 ◎敷地西側、既存石垣の安定度合いの確認を行い、周辺整備高さ等監督員と協議すること ◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、供給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない弾性体の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ◎工事現場監督員は常駐でないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に漏漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。	
Ⅱ. 建築工事仕様書		項 目	特 記 事 項		
1章 一般共通事項					
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「標仕」という。） ②敷地調査共通仕様書（令和4年版） ③建築工事標準詳細図（令和4年版） ④公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版 ⑤公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ⑥公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版） ◎本工事のうち電気工事等について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの） (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書（令和4年版）等 ◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・工事を行う上で、撤去移設をようする軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知すべきことについては、工事に先立ち事前に文書掲示および投函などにより、適切に周知すること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械に現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時 配置すること。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。				

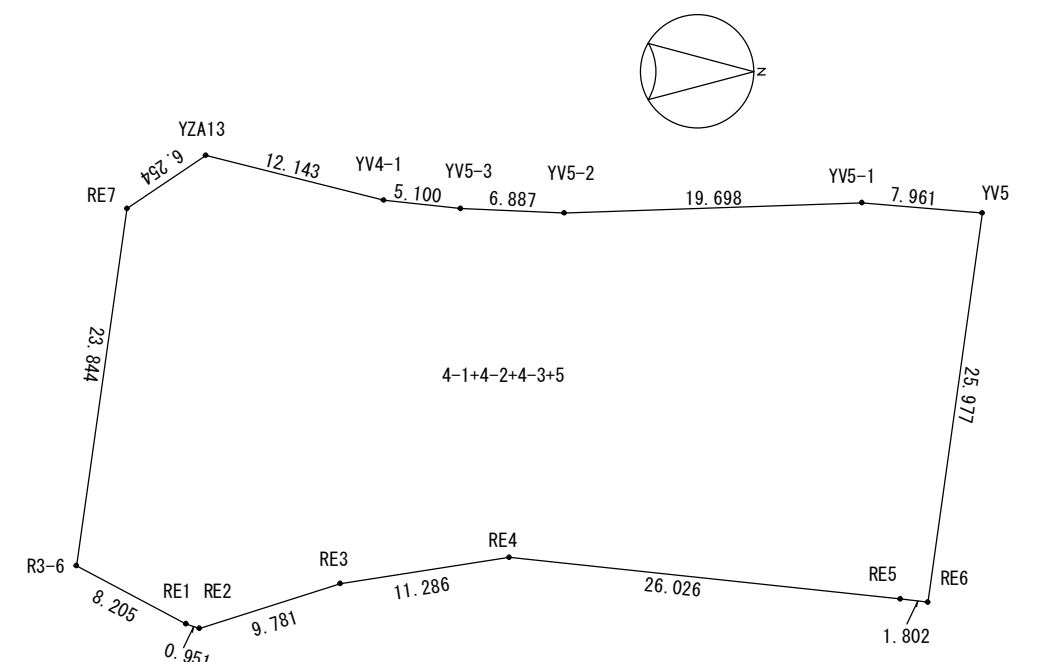
鳴門市都市建設部まちづくり課	工 事 名	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち建築工事		縮 尺	----- ----- -----	M．T．S．プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第18857号	図面 № A-1
	図 面 名	特記仕様書 1		年 月 日 R 4			

特記事項		特記事項																			
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																
9. 技能士の適用	◎他工事と取り合い区分	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。 工事実施にあたり、既存の敷地境界等の標識、杭の保全に留意すること。	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかき乱さないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かき乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。																
	◎本工事の施行にあたっては、各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。	2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。																
	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種 ・ B種) ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。																
	◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に点検を行うこと。	4. 地均し	◎敷地内は、水はけよく地均しを行い、図示により整地等を行う ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。																
	◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。		◎外部足場(種類：枠組足場・次世代足場可、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：防災シート1類) ・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり振置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。	5. 建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。																
	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと		◎内部足場(種類：脚立足場)	6. 山留め	◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。 ◎法面施工の場合(表掘り・多段式) ◎山留めの存置 存置範囲 図示による。 ◎鋼矢板等抜き跡の処理 (直ちに砂等で充填・)																
	◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		◎仮囲い(仕様：亜鉛引き鉄板、H= 1800、)	4章 地業工事	特記事項																
	◎提出書類 ・竣工図(製本 A2版 2部、A3版 1部とする。) ・工事写真(写真帳2部(着手前・工事中・竣工)、電子データ1部) ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保全に関する資料。 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を0D-Rに保存する。 ◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	4. 養生	◎ゲート(有・無、仕様：枠ゲート W 5m) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：) ◎仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。	1. 一般事項	◎排水、捨土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。 ◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシャーラン)とする。																
	◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし費用(完了検査手数料等)については工事請負者の負担とする。	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)	2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<table><tr><th>種別</th><th>使用部位</th><th>厚さ</th><th>粒度範囲</th></tr><tr><td>切込砂利</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>切込砕石</td><td>敷地内砕石敷部表層</td><td>図示</td><td>RC40程度</td></tr><tr><td>再生クラッシャーラン</td><td>建物・工作物基礎下砕石敷、整地下盛土</td><td>図示</td><td>RC40程度</td></tr></table> ・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは 50 mmとする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利	—			切込砕石	敷地内砕石敷部表層	図示	RC40程度	再生クラッシャーラン	建物・工作物基礎下砕石敷、整地下盛土	図示	RC40程度
	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																	
切込砂利	—																				
切込砕石	敷地内砕石敷部表層	図示	RC40程度																		
再生クラッシャーラン	建物・工作物基礎下砕石敷、整地下盛土	図示	RC40程度																		
◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。	6. 工事用用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電料料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)	3. 地盤改良	◎六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。																	
◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)	7. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者にて)設けること。	5章 鉄筋工事	特記事項																	
◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。			1. 材料	<table><tr><th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>種類の記号</th><th>径(mm)</th></tr><tr><td>JIS G 3112</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SD295A SD345</td><td>D16以下 D19以上</td></tr><tr><td>—</td><td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>JIS G 3551</td><td>溶接金網及び鉄筋格子</td><td>網目の形状： 寸法： 径：</td><td></td></tr></table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：		
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上																		
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—																			
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																			
◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。			2. 材料試験	◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																	
◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。			3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。																	

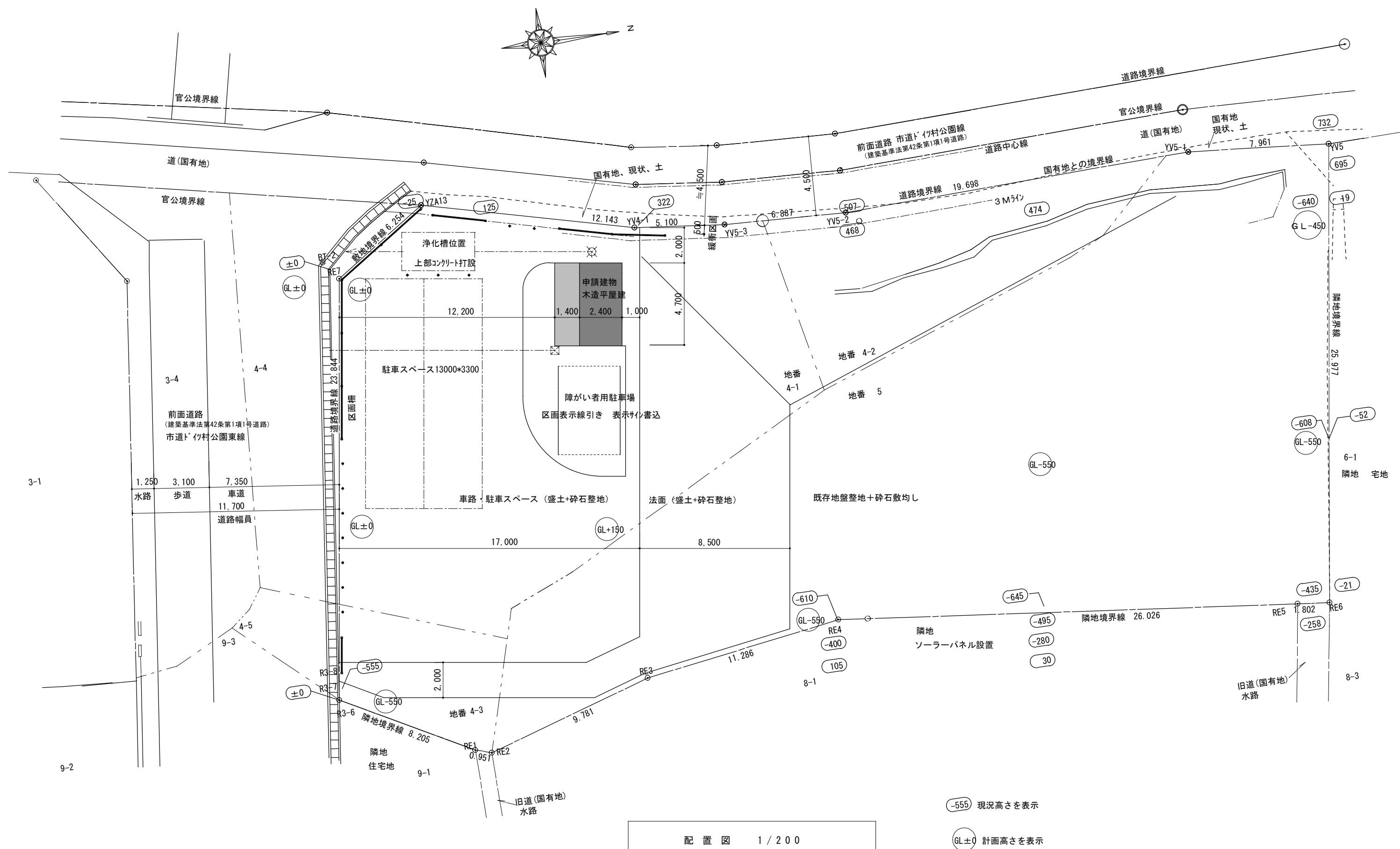
10章 屋根及び樋工事		13章 建具工事		15章 内装工事																																					
特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項																																					
1. 一般事項		1. 一般事項		1. セっこうボードその他 ボード及び合板張り																																					
◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。 ◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=(3 6)m/s 地表粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・(Ⅲ)・Ⅳ) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)		◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年 建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 <table><tr><td>種 別</td><td>耐風圧性</td><td>気密性</td><td>水密性</td><td>枠見込、使用箇所</td><td>表面処理</td></tr><tr><td>鉄骨用サッシ</td><td>S-5</td><td>A-3</td><td>W-4</td><td>図示による</td><td>着色陽極酸化塗装複合被膜、B</td></tr><tr><td>木造用サッシ</td><td colspan="4">メーカー標準仕様、強度、見込みとする。</td><td></td></tr></table> がサッシ製品以外の基準対応とする、但しサッシ仕様としては上記基準仕様製品 ◎結露水の処理方法は図示による。 ◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316) ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製) ◎製作所： 評価名簿による。 ◎建具には製作者名を表示すること。		種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込、使用箇所	表面処理	鉄骨用サッシ	S-5	A-3	W-4	図示による	着色陽極酸化塗装複合被膜、B	木造用サッシ	メーカー標準仕様、強度、見込みとする。					◎目地材は注入の場合(低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ)による。 ◎目地 <table><tr><td>部 位</td><td>目地の種類</td><td>目地の間隔</td></tr><tr><td>身障者駐車場</td><td>化粧目地</td><td>目地の間隔</td></tr></table> ◎溶接金網は使用(する ・ (しない))。図示による ◎コンクリート版の厚さは、型枠据付後、水系又はレベルにより測定する。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 ◎材料は、市場品とする。 整地仕様は図示による ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎参考品番図示参照 同等品以上可 外周区画柵 ・朝日フェンス ・LIXIL ・四国化成 車止ハッチャー ・帝金 ・LIXIL ・四国化成		部 位	目地の種類	目地の間隔	身障者駐車場	化粧目地	目地の間隔												
種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込、使用箇所	表面処理																																				
鉄骨用サッシ	S-5	A-3	W-4	図示による	着色陽極酸化塗装複合被膜、B																																				
木造用サッシ	メーカー標準仕様、強度、見込みとする。																																								
部 位	目地の種類	目地の間隔																																							
身障者駐車場	化粧目地	目地の間隔																																							
2. 長尺金属板葺き		2. アルミニウム製建具		2. 接着剤																																					
◎屋根葺き形式 ・横葺 (瓦葺葺(心木なし) ・平葺(一文字葺き ・ ひし形葺き) 種類(JIS規格名称)欄及びJIS規格番号欄(標仕 表13.2.1) 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び銅帯(屋根用) JIS G 3322 鋼板の厚さ 0.35mm ◎指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。 ◎下葺材料 (アスファルトルーフィング940 ニ重張り →改質アスファルトルーフィング下葺材) (一般タイプ、複層基材タイプ、粘着層付タイプ)		◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.11による。 ◎金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.21による。 ◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.31による。 ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレーセント等の取付け位置は図示による。 ◎木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.41による。 ◎木製建具に使用する戸車及びレールは標仕16.8.51による。 ◎マスターキーは、製作する(組)、その他の鍵の製作本数は(組)		◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																					
3. とい		3. 鋼製軽量建具		16章 ユニット及、その他工事																																					
◎とい受金物 形状() 取付間隔() 既成品、メーカー標準仕様可 ◎たて樋 材種 (VPカラー管) 支持金物 SUS製市場品。 ◎樋は、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。		4. 建具用金物		項 目 特 記 事 項																																					
11章 金属工事		5. 自閉式上吊り引戸装置		1. 表示																																					
項 目 特 記 事 項		設置場所 多機能WC 適用戸の総質量(kg) 40 以下 40 超えるもの 手動開き力(N) 15 以下 20 以下 手動閉じ力(N) 15 以下 20 以下 閉じ速度の調整 ストップもしくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと。 制動区間 閉まり際で明らかに減速すること 開閉繰り返し 標仕、表16.10.1とする。 耐衝撃性 一回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障が無いこと		ビクトグラフ 位置 寸法 取付高さ 参考品番 シート貼り共 備考 ポーチ 200*200*11 現場合わせ SK-18K-2F 3箇所 ポーチ外側 200*200*11 ” ” 3箇所 7mm製屋外掲示板 1箇所 ポーチ外側 930*1830*70 ” SK-8040N-3-BC 1箇所																																					
1. 一般事項		◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。 ◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う ・ 行わない)。確認強度は、()kNとする。		2. 金物類																																					
2. 表面処理		◎ステンレス(手すり、タラップ、建具以外) <table><tr><td>種 類</td><td>表面仕上げの種類</td><td>施 工 箇 所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎アルミニウム及びアルミニウム合金(成形板、笠木、建具以外) <table><tr><td>表面処理の種類</td><td>被膜又は複合被膜の種類・着色方法・色合等</td><td>表面処理の試験方法</td><td>施 工 箇 所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎鉄鋼の亜鉛めっき(手すり、タラップ以外) <table><tr><td>種 別</td><td>表面処理方法</td><td>めっきの種類</td><td>記号又は等級</td><td>施工箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		種 類	表面仕上げの種類	施 工 箇 所							表面処理の種類	被膜又は複合被膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施 工 箇 所									種 別	表面処理方法	めっきの種類	記号又は等級	施工箇所											- ユニット等提示し承認後設置 同等品使用可 位置 寸法 取付高さ 参考品番 数量 手摺 ポーチ L600 現場合わせ 3箇所 3箇所 収納型フック ポーチ外側 200*200 ” SK-DH12 4箇所 掃除具掛け 物入 L600 ” SK-T600 1箇所 荷物掛けフック 男子、女子WC 200*200 ” Sk-HK-1 各1箇所 参考品番、神栄メーカーサイト	
種 類	表面仕上げの種類	施 工 箇 所																																							
表面処理の種類	被膜又は複合被膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施 工 箇 所																																						
種 別	表面処理方法	めっきの種類	記号又は等級	施工箇所																																					
12章 左官工事		14章 塗装工事		17章 舗装工事																																					
項 目 特 記 事 項		項 目 特 記 事 項		項 目 特 記 事 項																																					
1. 一般事項		1. 一般事項		1. 路床																																					
◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法是、製造所の仕様による。 ◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。		◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 <table><tr><td>区 分</td><td>工程種別</td><td>素地ごしらえ</td><td>上塗りの等級</td><td>備 考</td></tr><tr><td>ボート面</td><td></td><td>B種</td><td>3級</td><td>軒天</td></tr></table> ◎鉄面、亜鉛めっき面、コンクリート面等に区分。		区 分	工程種別	素地ごしらえ	上塗りの等級	備 考	ボート面		B種	3級	軒天	◎盛土材料 再生クラッシュラン ◎路盤材料(), 車道部の厚さは()mm ◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。																											
区 分	工程種別	素地ごしらえ	上塗りの等級	備 考																																					
ボート面		B種	3級	軒天																																					
2. モルタル塗り		2. 耐候性塗料(DP)		2. 路盤																																					
◎モルタルは(現場調合材料 ・既配合材料)。 ◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。 ◎防水剤の製造所： 評価名簿による。 ◎目地の位置及び寸法は、図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法是、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。		◎鉄面、亜鉛めっき面、コンクリート面等に区分。 <table><tr><td>区 分</td><td>種 別</td><td>素地ごしらえ</td><td>備 考</td></tr><tr><td>木部</td><td>B種</td><td>B種</td><td></td></tr></table>		区 分	種 別	素地ごしらえ	備 考	木部	B種	B種		◎設計基準強度(21+S N/mm ²)、スランプ(15), 粗骨材の最大寸法(25mm) ◎表面の仕上げ(コンクリート金型押) <table><tr><td>舗装の種類</td><td>部 位</td><td>舗装の厚さ(mm)</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>身障者駐車場</td><td>120</td></tr></table> ◎目地材は注入の場合(低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ)による。 ◎目地 <table><tr><td>部 位</td><td>目地の種類</td><td>目地の間隔</td></tr><tr><td>身障者駐車場</td><td>化粧目地</td><td>目地の間隔</td></tr></table> ◎溶接金網は使用(する ・ (しない))。図示による ◎コンクリート版の厚さは、型枠据付後、水系又はレベルにより測定する。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 ◎材料は、市場品とする。 整地仕様は図示による ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。		舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	コンクリート	身障者駐車場	120	部 位	目地の種類	目地の間隔	身障者駐車場	化粧目地	目地の間隔																
区 分	種 別	素地ごしらえ	備 考																																						
木部	B種	B種																																							
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)																																							
コンクリート	身障者駐車場	120																																							
部 位	目地の種類	目地の間隔																																							
身障者駐車場	化粧目地	目地の間隔																																							
3. 床コンクリート直均し 仕上げ		3. 木材保護塗料塗り(WP)		3. コンクリート舗装																																					
◎施工箇所(駐車場) ◎目地の位置及び寸法は、図示による。		◎木材保護塗料塗り(WP)		4. 敷地内整地他																																					



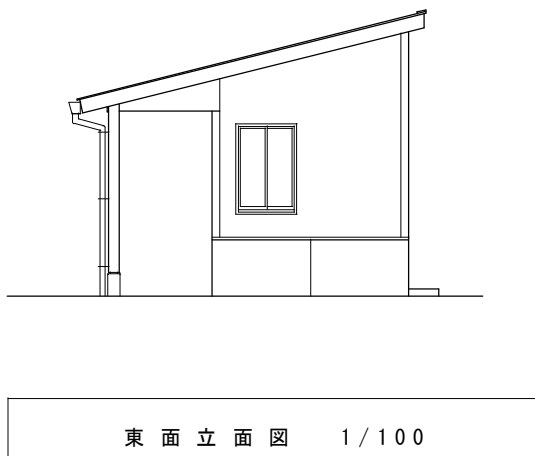
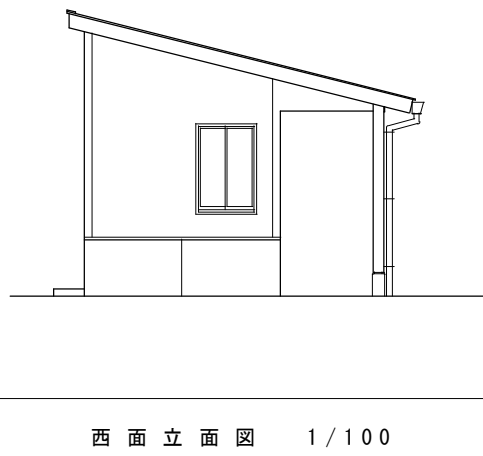
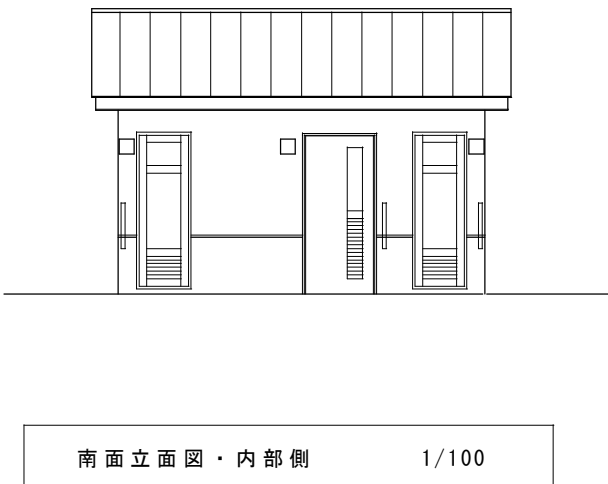
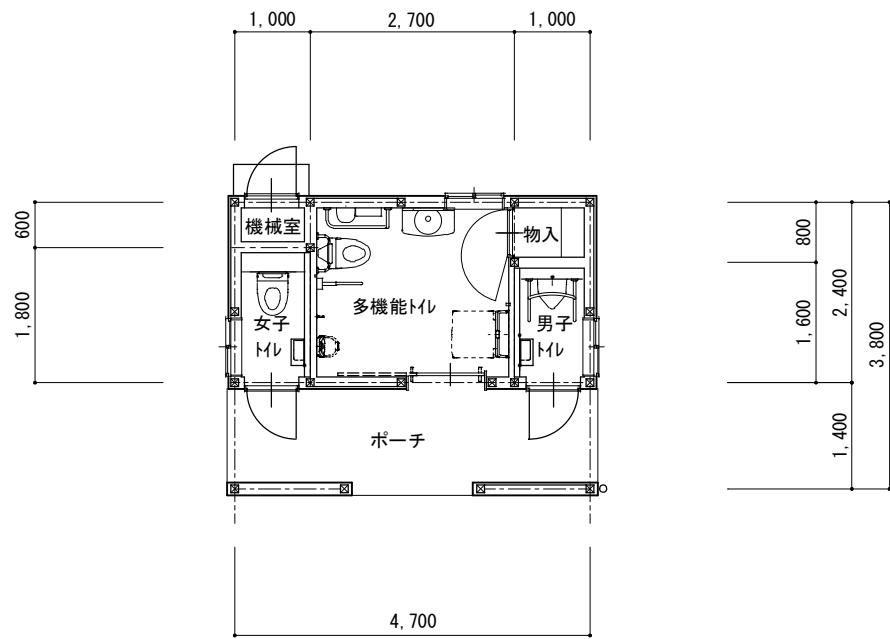
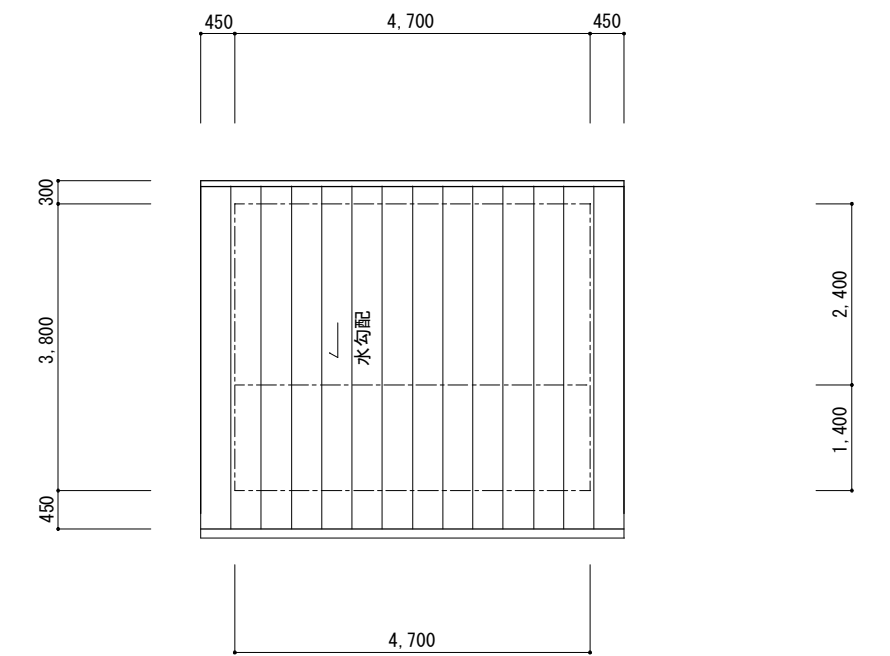
出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図データ」（国土地理院）をもとにM. T. S. プラン作成



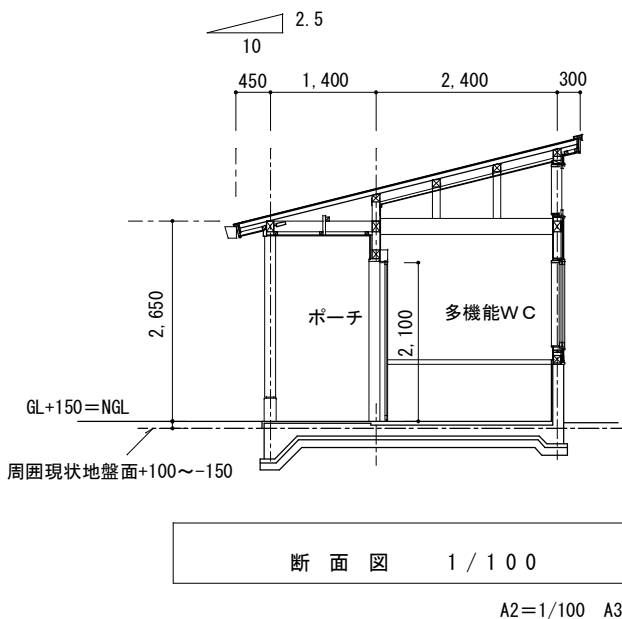
実測丈量図



求 積 表				
地 番	4-1+4-2+4-3+5			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
YV5	129046.739	91949.134	-26.390	-3405543.442210
YV5-1	129038.806	91948.469	0.002	258.077612
YV5-2	129019.119	91949.136	0.374	48253.150506
YV5-3	129012.238	91948.843	-0.836	-107854.230968
YV4-1	129007.167	91948.300	-3.510	-452815.156170
YZA13	128995.392	91945.333	0.524	67593.585408
RE7	128990.203	91948.824	27.097	3495247.530691
R3-6	128986.843	91972.430	27.494	3546364.261442
RE1	128994.068	91976.318	4.163	537002.305084
RE2	128994.978	91976.593	-2.674	-344932.571172
RE3	129004.304	91973.644	-4.690	-605030.185760
RE4	129015.455	91971.903	1.024	132111.825920
RE5	129041.334	91974.668	2.956	381446.183304
RE6	129043.126	91974.859	-25.534	-3294987.179284
合 計				-2885.845597
合 計 面 積				1442.9227985
地 積				1442.92 m ²

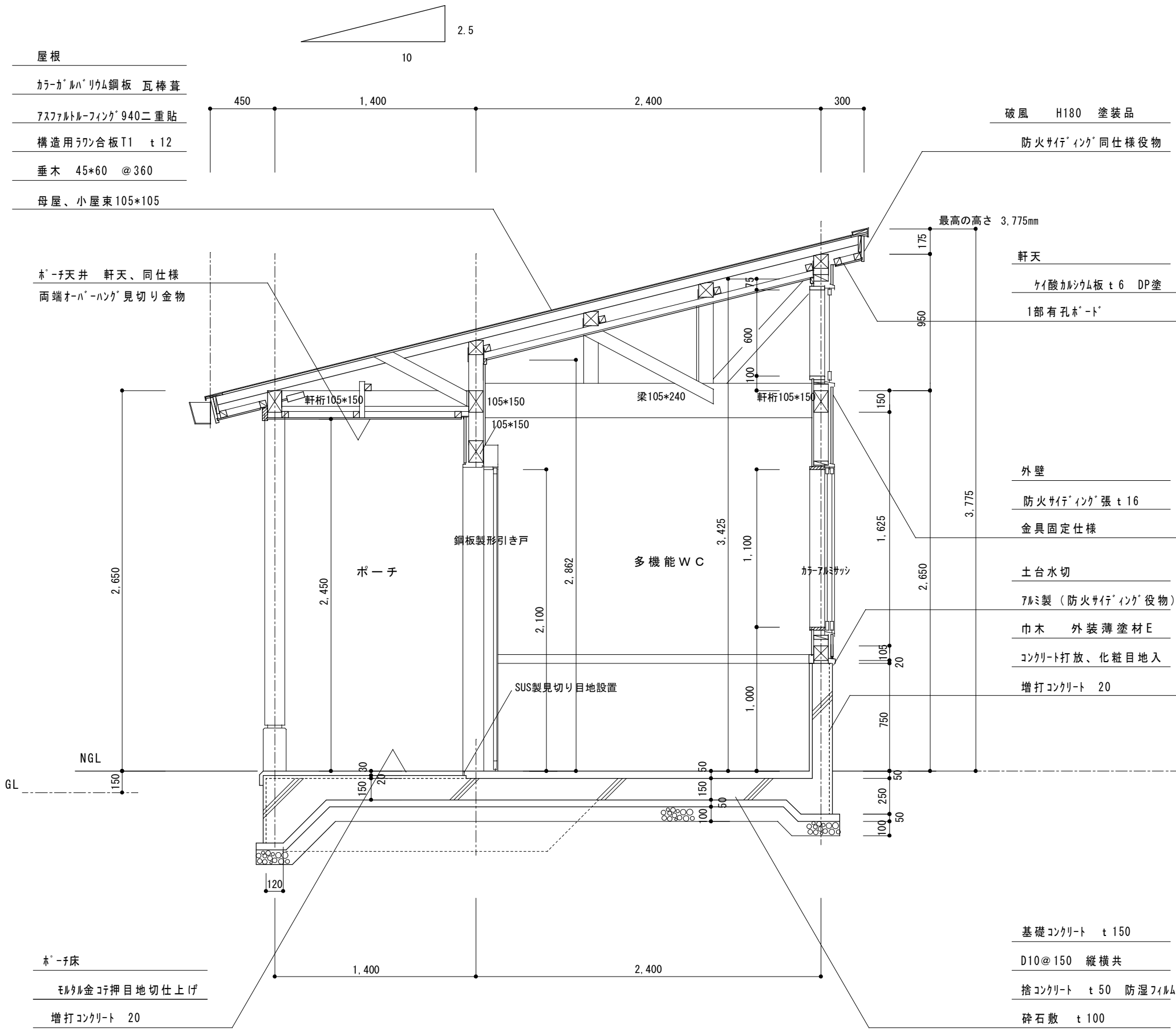


床面積	2.40 × 4.70	11.28	m ²
建築面積	3.80 × 4.70	17.86	m ²



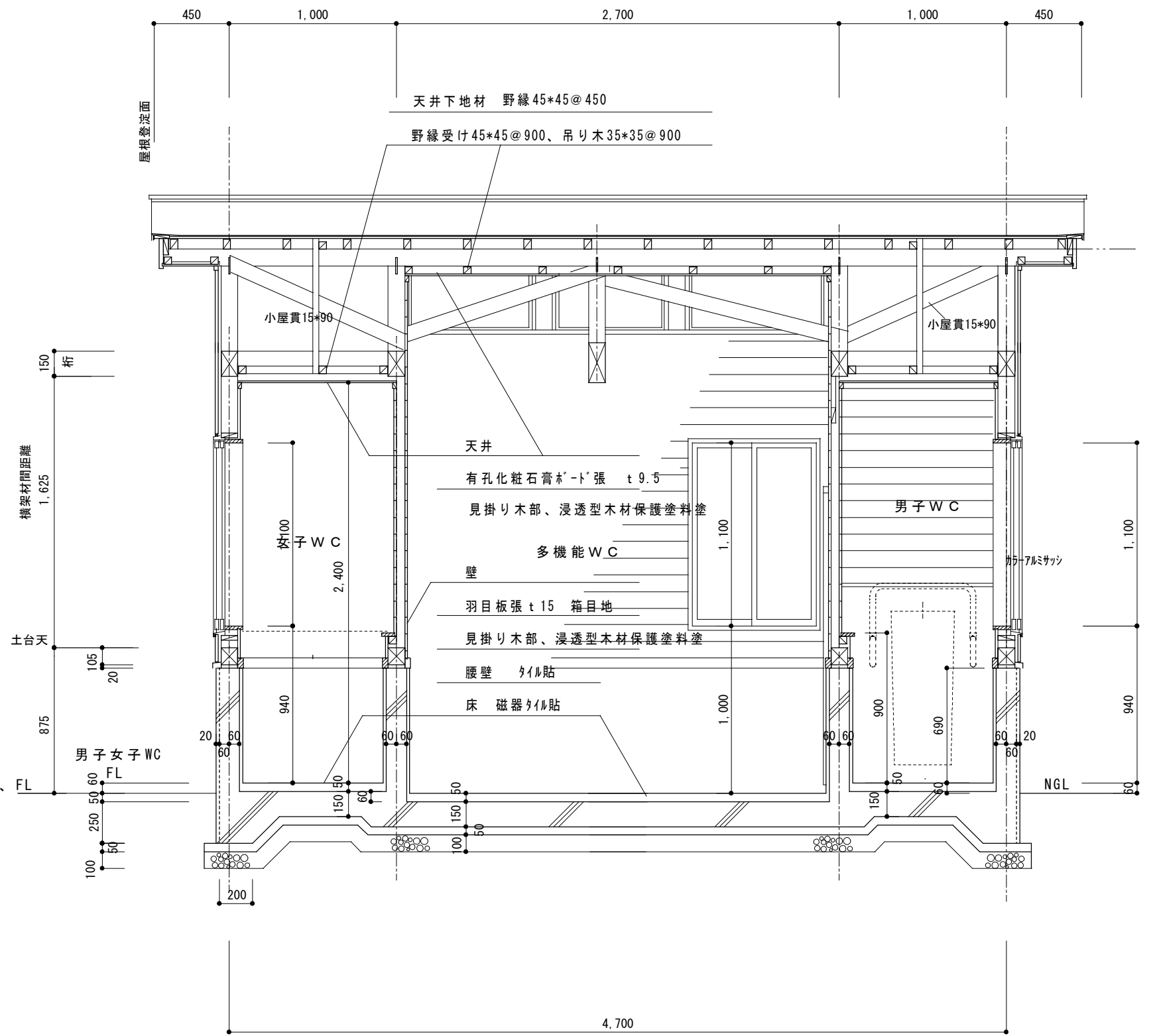
内 部 仕 上 表					
室 名	床	巾 木	壁	天 井	備 考
ポーチ	珪藻土コテ押目地切仕上げ	外部仕様 参照	外部仕様 参照	ケイ酸カルシウム板 t 6 D P 塗	ビークトサイン (6) 手摺 L600 (3) 収納型フック (4)
男子トイレ	磁器タイル貼	タイル貼 H 700 面取りタイル仕様	下見板張 t 15 浸透型木材保護塗料塗	有孔化粧石膏ボード'張 t 9.5	荷物掛けフック
女子トイレ	磁器タイル貼	" "	" "	有孔化粧石膏ボード'張 t 9.5	荷物掛けフック
多機能トイレ	磁器タイル貼	タイル貼 H 750 "	" "	有孔化粧石膏ボード'張 t 9.5 木部見掛、浸透型木材保護塗料塗	物入、物入内棚 (2) 掃除具掛 (1)
機械室	珪藻土コテ押	コンクリート打放	壁下地表し 正面、構造用合板 t 12張	有孔化粧石膏ボード'張 t 9.5 可動式	

外 部 仕 上 表					
A	屋根	カラーガルバリウム鋼板 瓦棒葺	H	破風	防火サイディング' 同仕様 H 180
B	外壁	防火サイディング'張 t 16 金具固定仕様	I	土台水切	7mm製 (防火サイディング'役物可)
C	巾木	コンクリート打放し 化粧目地入 外装薄塗材 E	J	案内板	7mm製屋外掲示板
D	軒天	ケイ酸カルシウム板 t 6 D P 塗	K	ビークトサイン	樹脂製
E	外部建具	カラーアルミサッシ			
F	軒樋	鋼板芯塩ビコーティング' 角樋 落ち葉よけネット設置 サーフェイス FFS II 程度			
G	縦樋	塩ビ製、カラー 75φ			

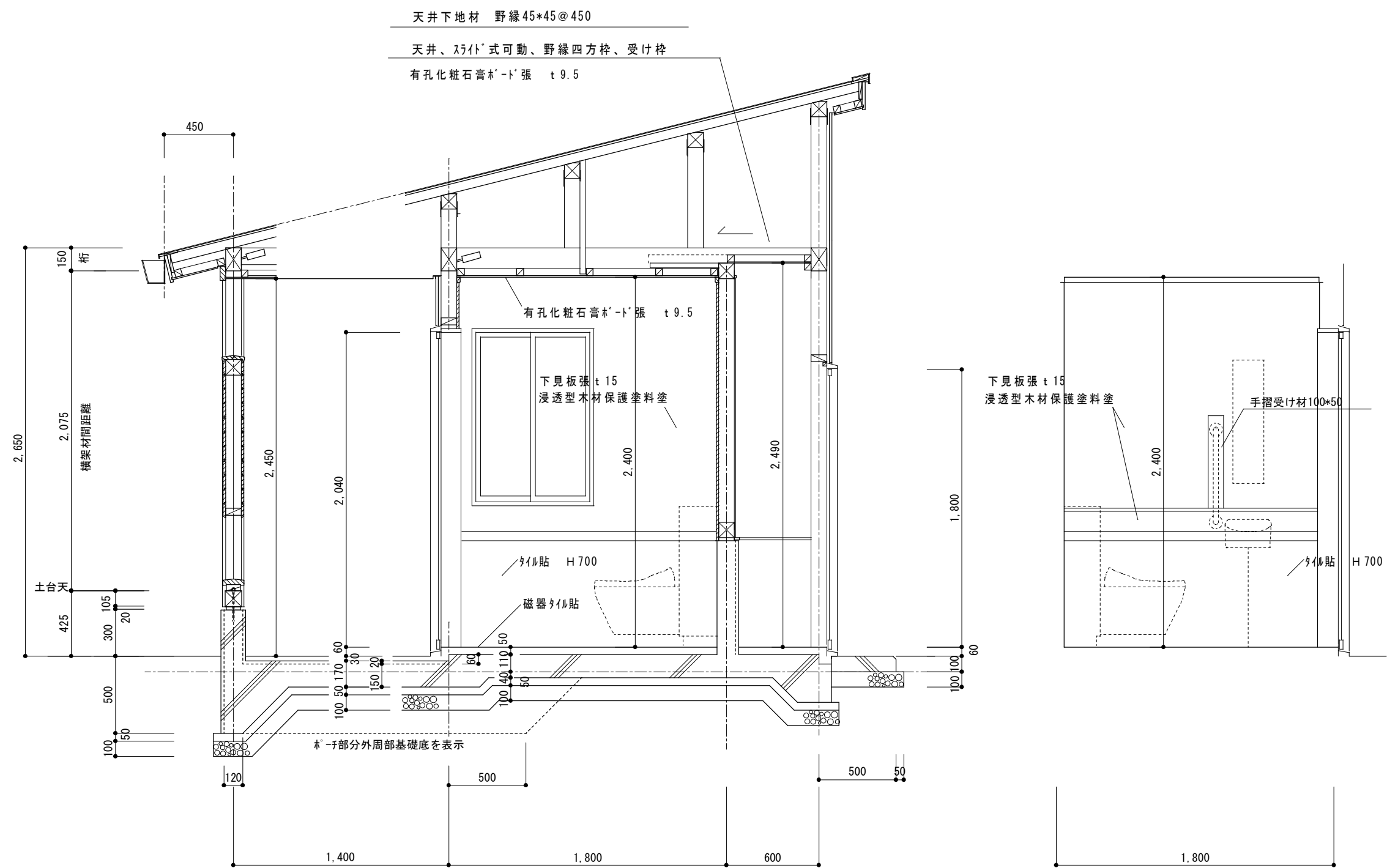


矩 計 図 1 / 30

A2=1/30 A3=1/42

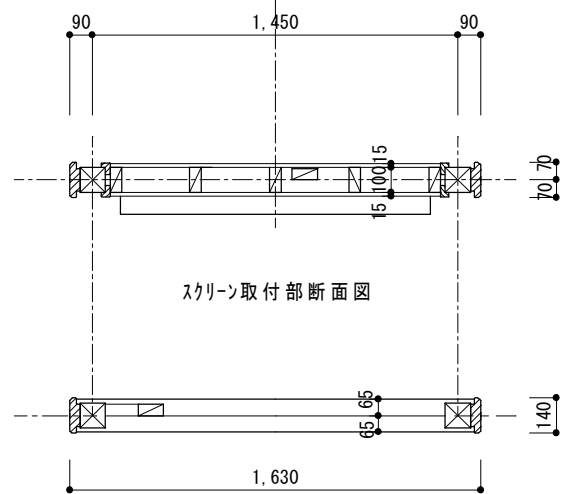


断面詳細図 1 1 / 30

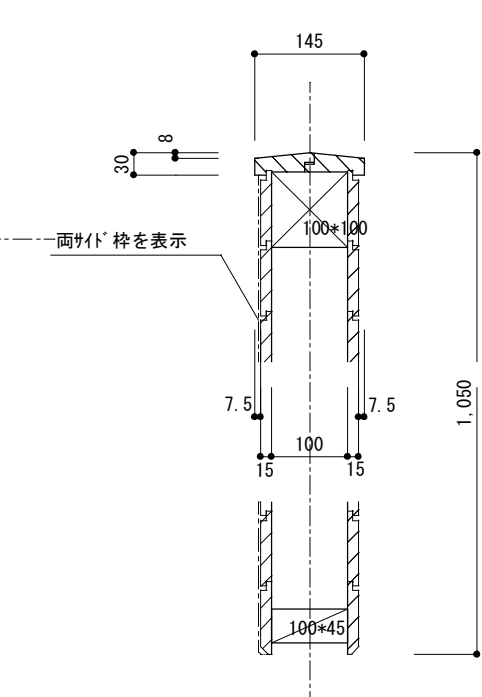

$$A_2 = 1/30 \quad A_3 = 1/42$$

筋交いのない側も断面形状は準じる

OPEN部 断面図



展開図 東面 1/30



外壁防火サッシ付 仕様 金具類はメカ専用金具とする

モエン エクセラード16 Fuge 同等品程度

下地防水シート張 JISA 6111 適合品

留め付け金具 高耐食メッキ鋼板

通気留付金具専用ビス SUS製

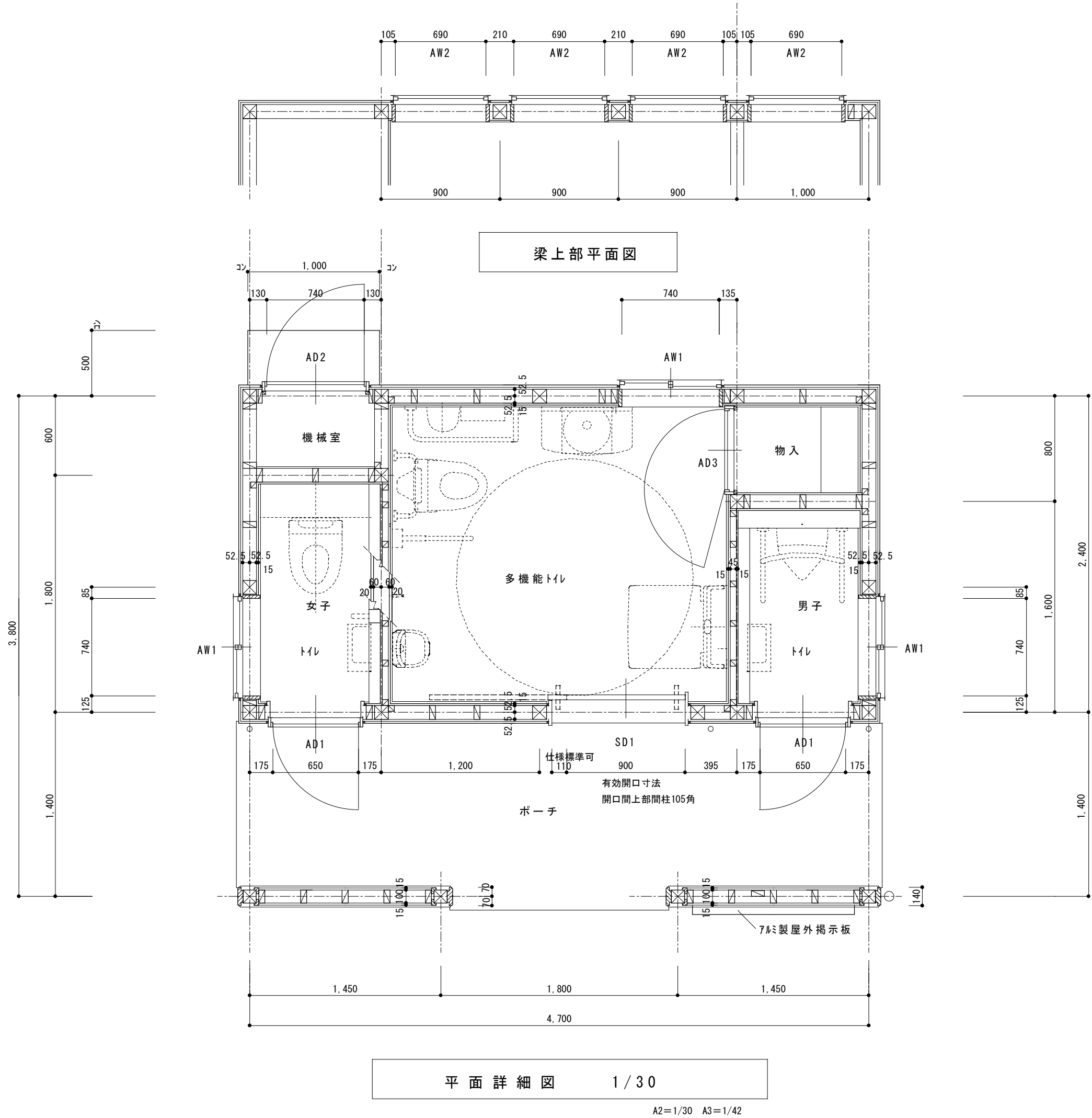
土台スチール 横張通気金具用

土台水切り 7&M通気土台水切り

見切り縁 7&M通気見切り縁

オ-ン-ハング見切 7&M製

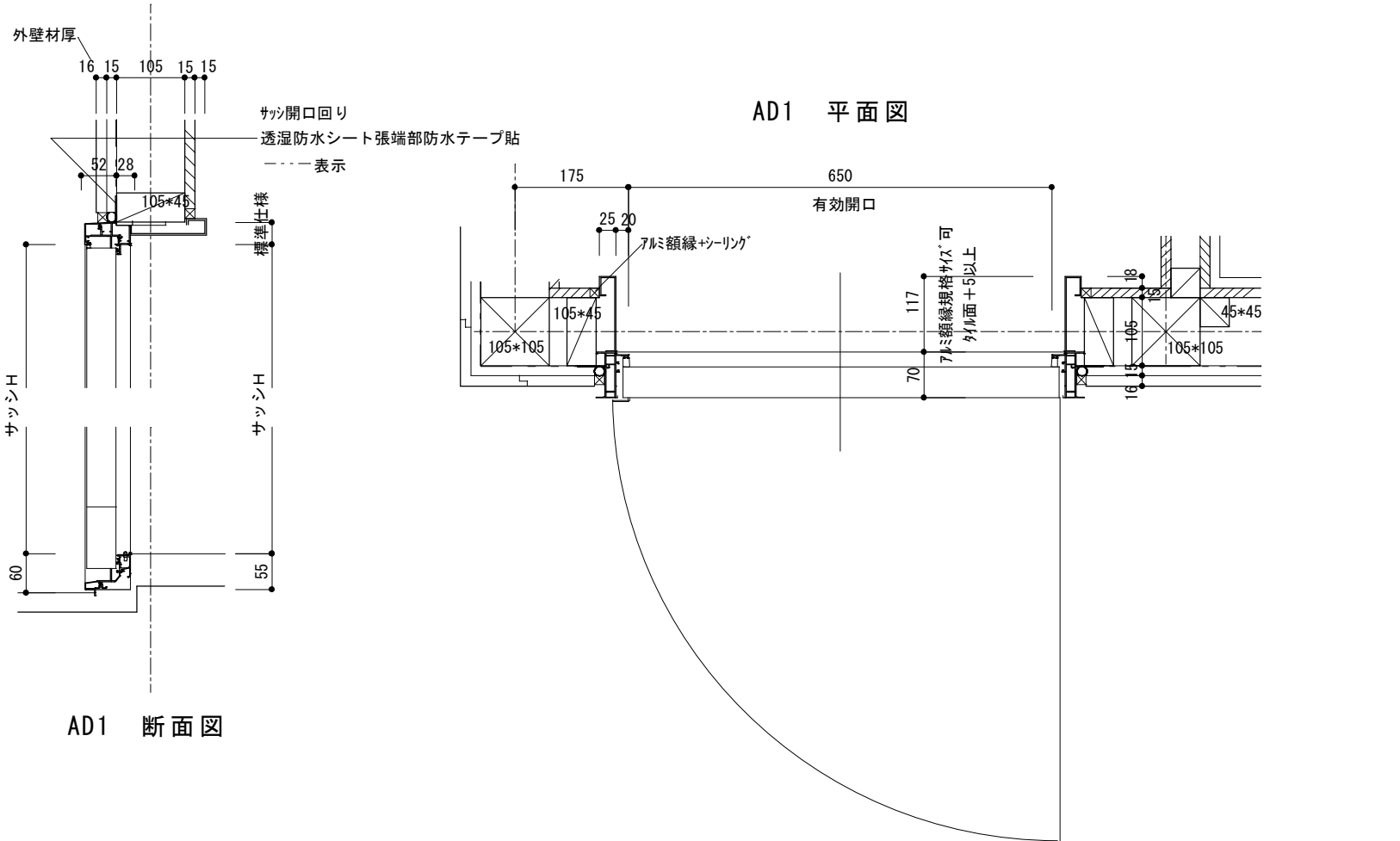
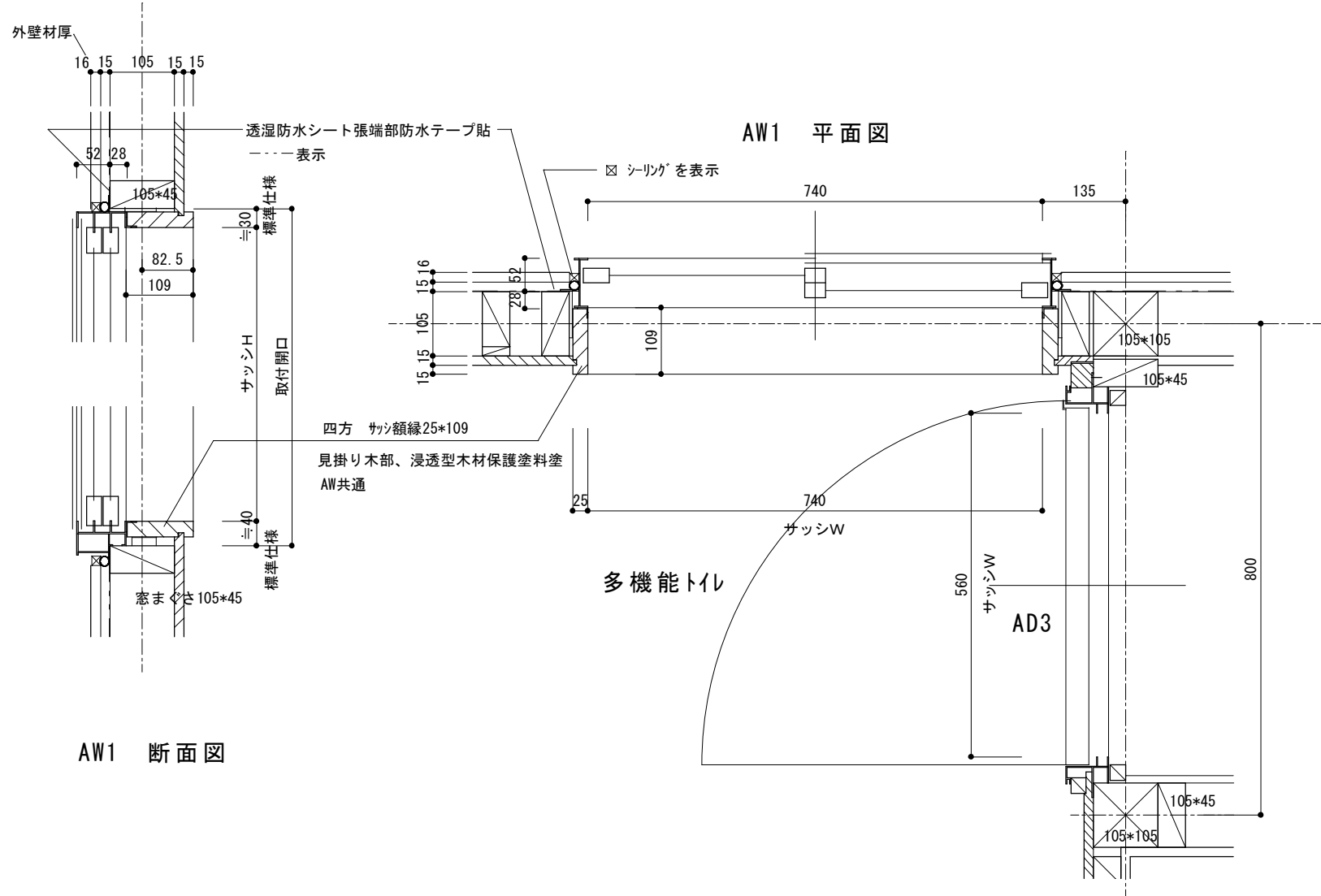
各取合い等シーリング打 メカ-推奨仕様品、推奨位置

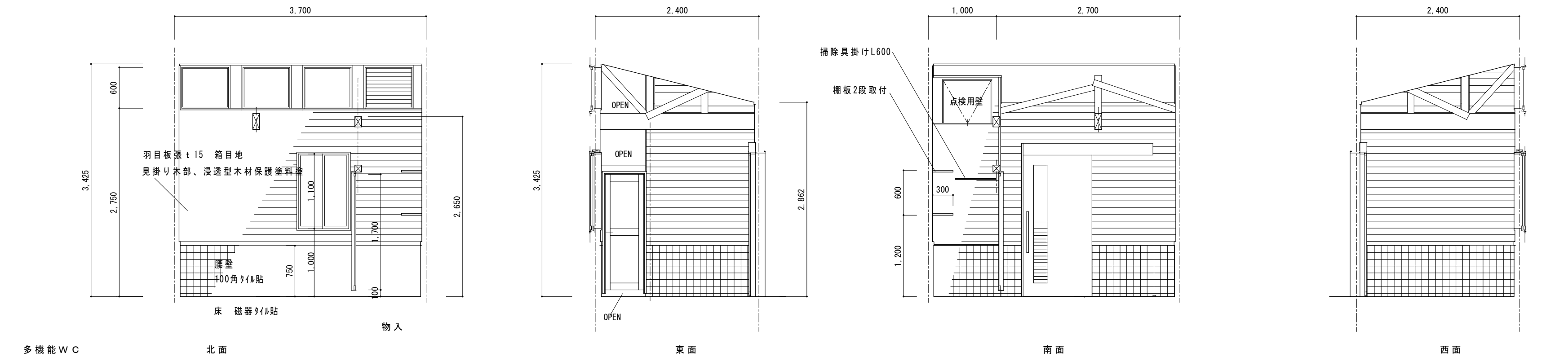
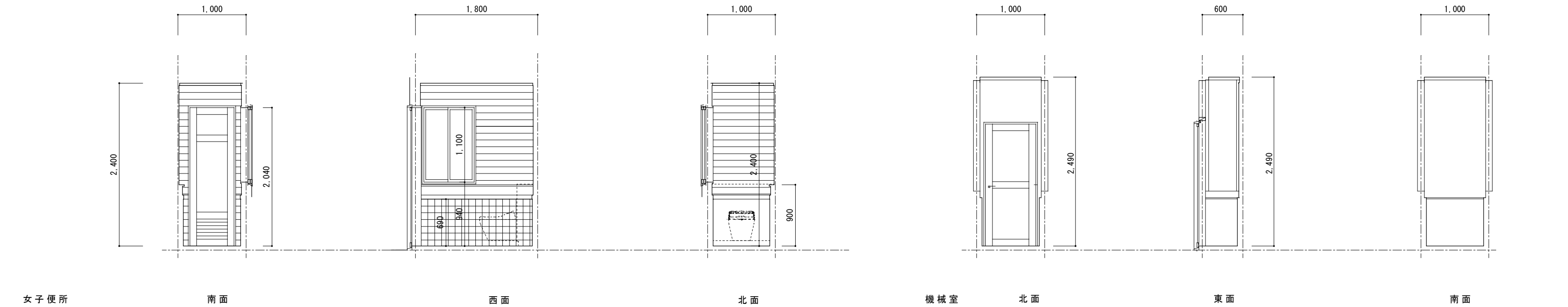
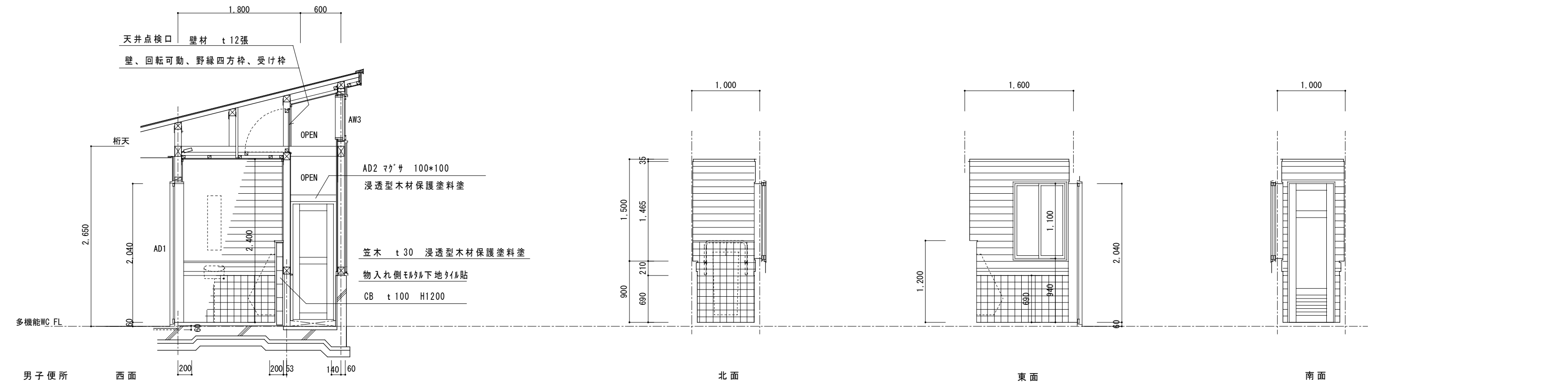


内部仕上表				
室名	床	巾木	壁	天井
ポーチ	モルタル金コテ押目地切仕上げ	コンクリート打放し 化粧目地入 外装薄塗材E	防火サイディング張 t16 金具固定仕様	ケイ酸カルシウム板 t6 DP塗 一部有孔
男子トイレ	磁器タイル貼	タイル貼 H700 面取りタイル仕様	下見板張 t15 浸透型木材保護塗料塗	有孔化粧石膏ボード張 t9.5
女子トイレ	磁器タイル貼	〃 〃	〃 〃	有孔化粧石膏ボード張 t9.5
多機能トイレ	磁器タイル貼	タイル貼 H750 〃	〃 〃	有孔化粧石膏ボード張 t9.5 木部見掛、浸透型木材保護塗料塗
機械室	モルタル金コテ押	コンクリート打放	壁下地表し 正面、構造用合板 t12張	有孔化粧石膏ボード張 t9.5 可動式

サッシ回り部分 詳細図 1/10
A2=1/10 A3=1/14

間柱は105×45を標準とする。
細部納りにより、90×45+縦筋線15×45も検討する
サッシ断面形状は参考とし、メーカー標準仕様規格可

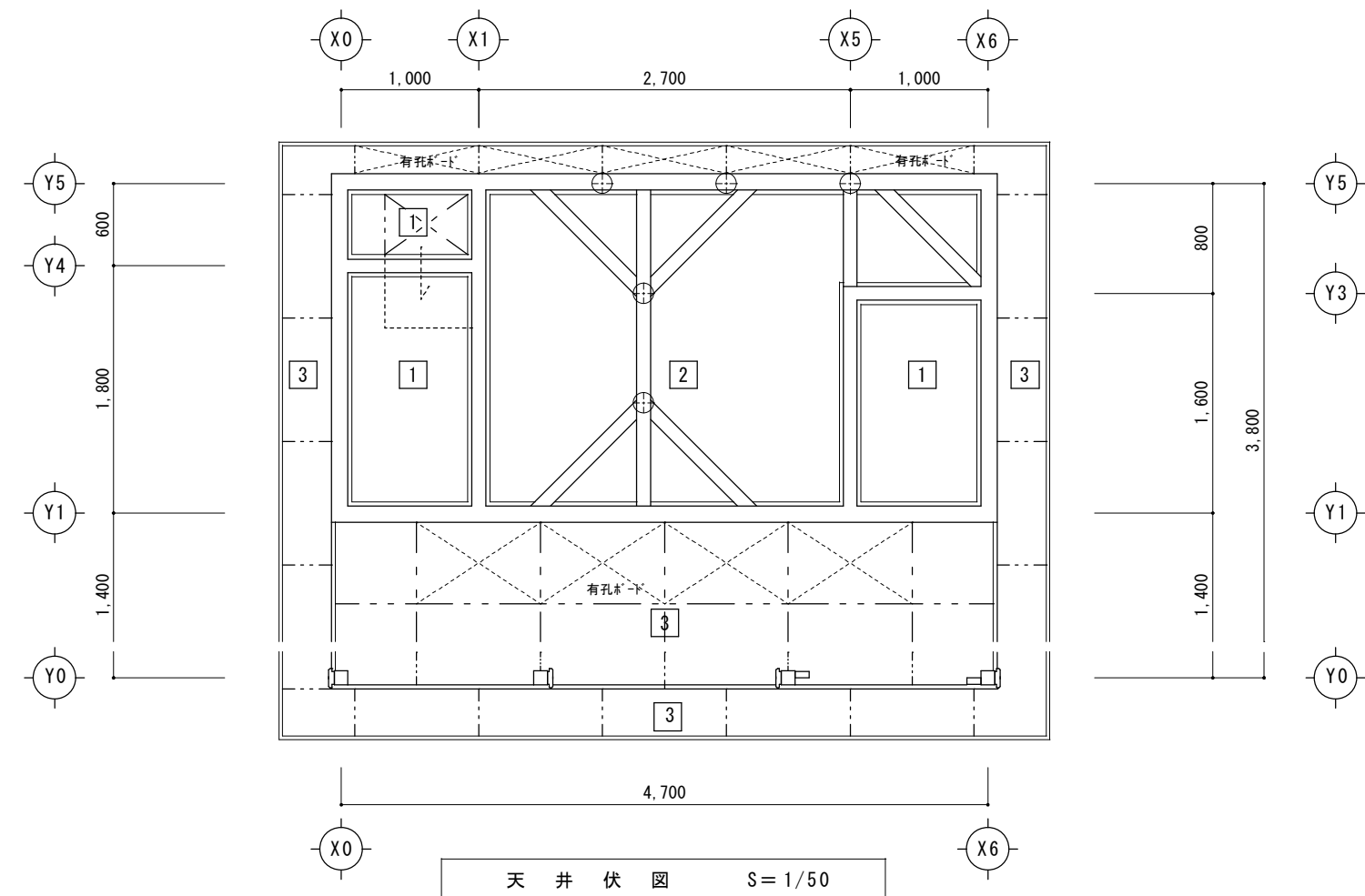
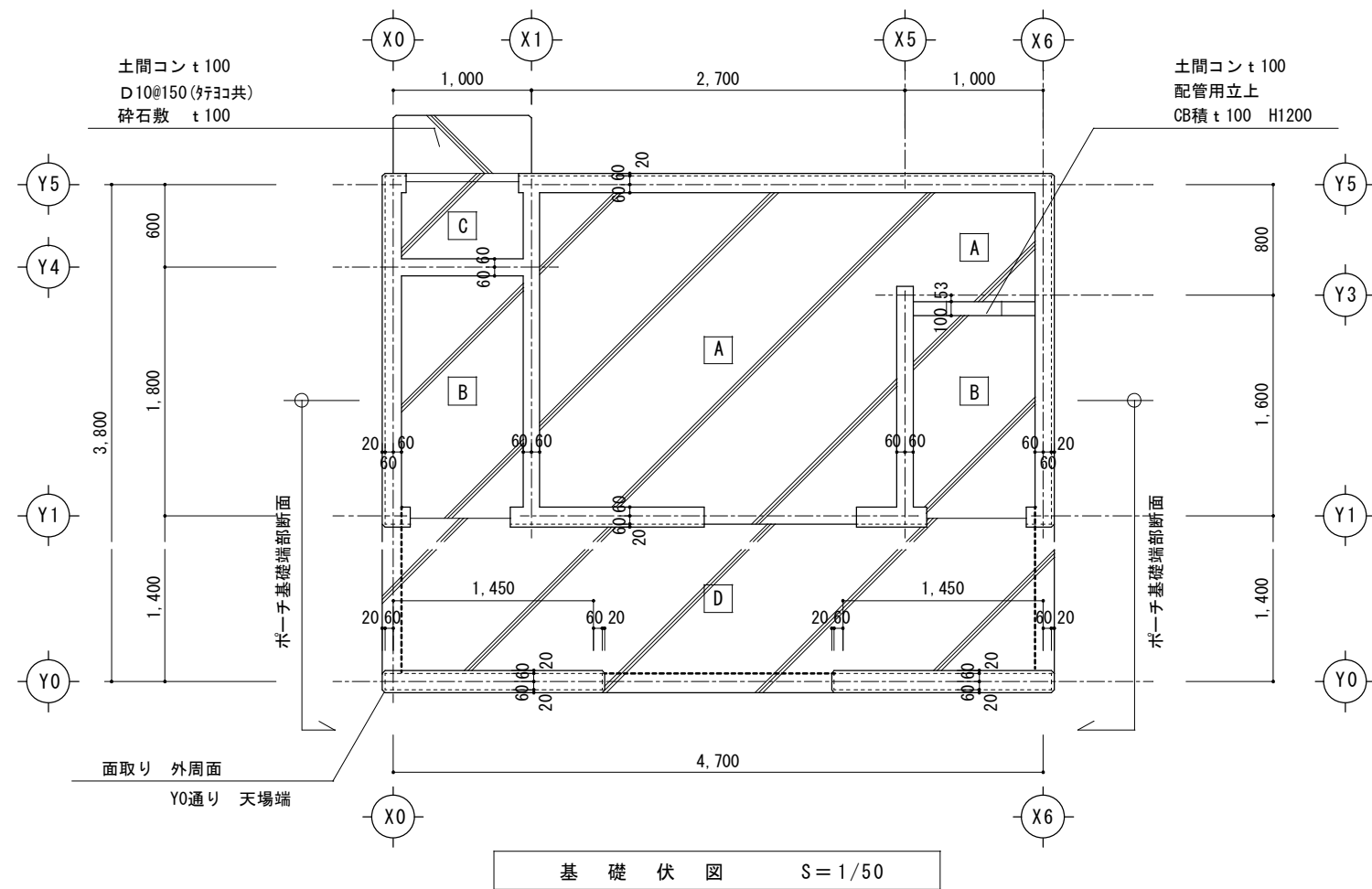
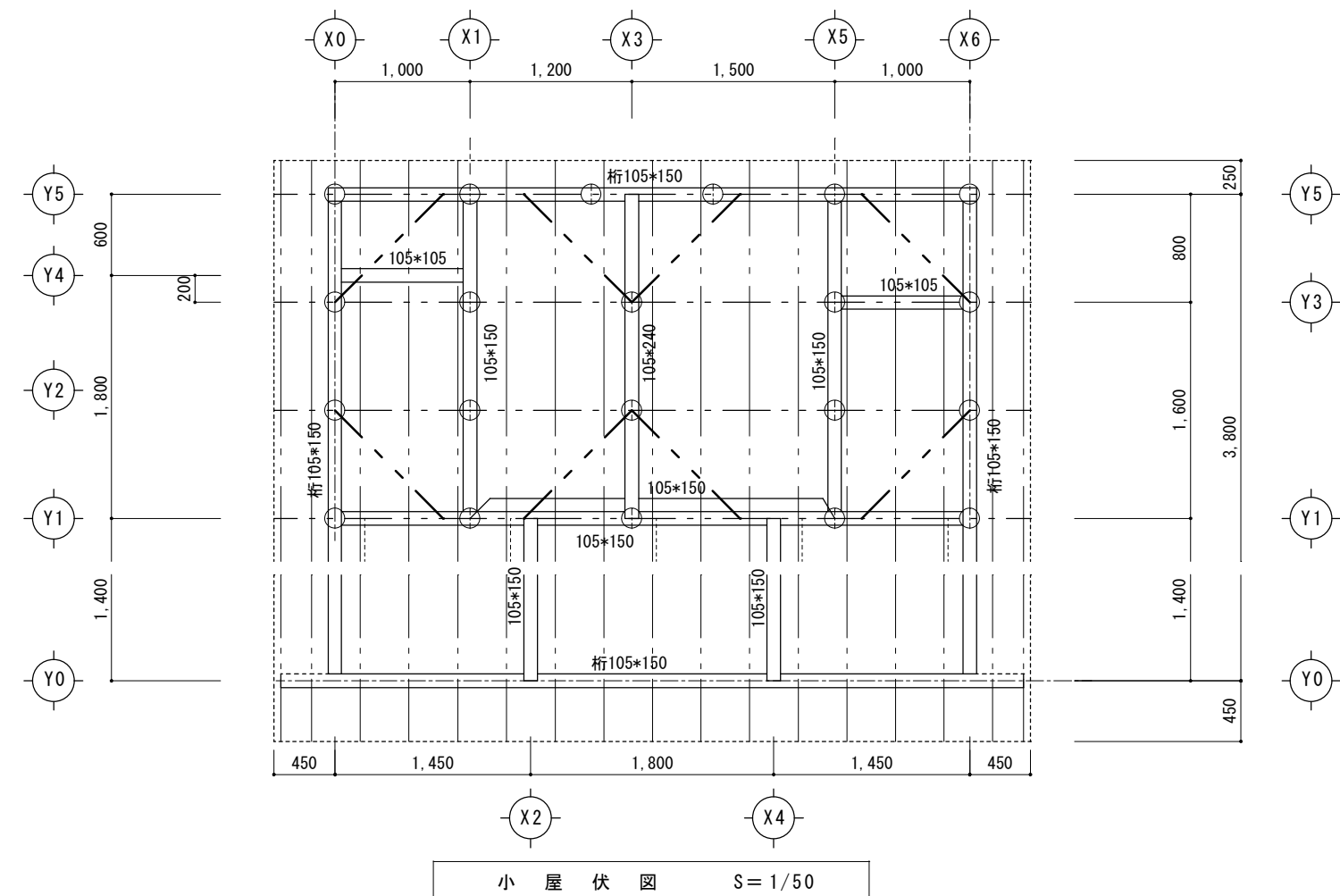
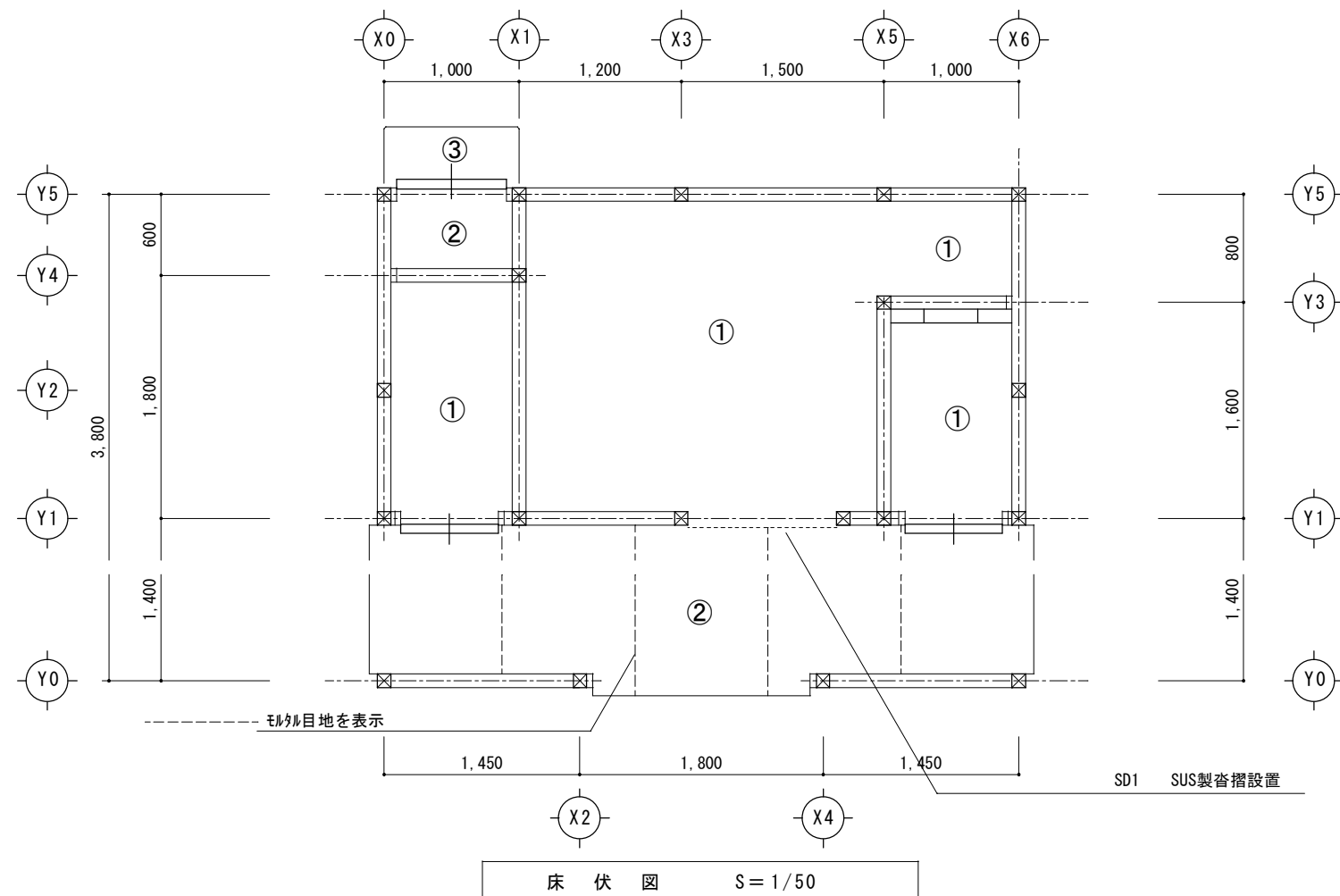




鳴門市都市建設部まちづくり課	工 事 名	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち建築工事		記事	M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088)689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第71048号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-10
	図 面 名	展 開 図	縮 尺 1/50			

AW 2 AW 2 AW 2 AW 3 AW 1 AW 1 AW 1 SD 1 AD 1 建 具 伏 せ 図 1 / 1 0 0 *印 AD, SD マスターキーを製作する	記 号・名 称 AD 1 中 抜 き、ガラリ付片開フッシュ戸 形 状 ガラスFIX ガラリ 300 300 650 2,040 *ガラリ、中抜きサイズはメーカー標準仕様可 室 名・数 量 男子、女子トイレ 2箇所 材 質・仕 様 カーブミ 半外付けタイプ ガラス・仕 上 FIX部 強化ガラス型 4 mm 樹脂パネ 金 物 S U S 製 数 居 7ミリガラリ 表示付きツリダゲ錠 レバーハンドル 備 考 7ミリ額縁 D130程度 三方 付属金物 1 式 記 号・名 称 AW 1 引 違 い 窓	記 号・名 称 AD 2 片 開 ガラリ 戸 形 状 740 1,800 室 名・数 量 機械室 1箇所 材 質・仕 様 カーブミ 半外付けタイプ ガラス・仕 上 数居 7ミリ 7ミリガラリ 付属金物 1 式 金 物 内部木製額縁 備 考 内部木製額縁 記 号・名 称 AW 2 F I X 窓	記 号・名 称 AD 3 片 開 戸 形 状 560 1,700 100 FL 上部OPEN 平面図表示 室 名・数 量 多機能トイレ 1箇所 材 質・仕 様 カーブミ 半外付けタイプ ガラス・仕 上 樹脂パネ 上下共 金 物 三方枠 数居無し 戸当 ツリダゲ錠 レバーハンドル 備 考 内部木製額縁 付属金物 1 式 記 号・名 称 AW 3 7ミリガラリ								
				AW 1 AW 1 AW 1 SD 1 AD 1 建 具 伏 せ 図 1 / 1 0 0 *印 AD, SD マスターキーを製作する	記 号・名 称 AW 1 引 違 い 窓 形 状 740 1,100 室 名・数 量 男子、女子トイレ 多機能トイレ 3箇所 材 質・仕 様 カーブミ 半外付けタイプ ガラス 強化ガラス型 4 mm 金 物 付属金物 1 式 備 考 内部木製額縁 網戸 記 号・名 称 SD 1 自 閉 式 上 吊 り 引 込 片 引 ハ ン ガ ー ド ア	記 号・名 称 AW 2 F I X 窓 形 状 690 600 690 室 名・数 量 多機能トイレ 3箇所 材 質・仕 様 カーブミ 半外付けタイプ ガラス 強化ガラス型 4 mm 金 物 付属金物 1 式 備 考 内部木製額縁 記 号・名 称 AW 2 F I X 窓	記 号・名 称 AW 3 7ミリガラリ 形 状 690 600 690 室 名・数 量 多機能トイレ 1箇所 材 質・仕 様 カーブミ 半外付けタイプ ガラス 7ミリガラリ 金 物 内部木製額縁 網戸 記 号・名 称 AW 3 7ミリガラリ				
								AW 1 AW 1 AW 1 SD 1 AD 1 建 具 伏 せ 図 1 / 1 0 0 *印 AD, SD マスターキーを製作する	記 号・名 称 SD 1 自 閉 式 上 吊 り 引 込 片 引 ハ ン ガ ー ド ア 形 状 多機能トイレ側 900 有効開口幅 2,100 室 名・数 量 多機能トイレ 1箇所 材 質・仕 上 亜鉛銅板 (t=0.6) メーカー標準塗装 - ガラス 強化ガラス型 4 mm 7ミリガラリ 金 物 引き棒 (ステンレス製)、大型サムターン (非常解錠表示) 備 考 エンドストップ、ステンレス三方枠 SUS304 HL (t=1.5加工) SUS製番指 表示付きツリダゲ錠 付属金物 1 式 記 号・名 称 SD 1 自 閉 式 上 吊 り 引 込 片 引 ハ ン ガ ー ド ア	記 号・名 称 SD 1 自 閉 式 上 吊 り 引 込 片 引 ハ ン ガ ー ド ア 形 状 多機能トイレ側 900 有効開口幅 2,100 室 名・数 量 多機能トイレ 1箇所 材 質・仕 上 亜鉛銅板 (t=0.6) メーカー標準塗装 - ガラス 強化ガラス型 4 mm 7ミリガラリ 金 物 引き棒 (ステンレス製)、大型サムターン (非常解錠表示) 備 考 エンドストップ、ステンレス三方枠 SUS304 HL (t=1.5加工) SUS製番指 表示付きツリダゲ錠 付属金物 1 式 記 号・名 称 SD 1 自 閉 式 上 吊 り 引 込 片 引 ハ ン ガ ー ド ア	記 号・名 称 SD 1 自 閉 式 上 吊 り 引 込 片 引 ハ ン ガ ー ド ア 形 状 多機能トイレ側 900 有効開口幅 2,100 室 名・数 量 多機能トイレ 1箇所 材 質・仕 上 亜鉛銅板 (t=0.6) メーカー標準塗装 - ガラス 強化ガラス型 4 mm 7ミリガラリ 金 物 引き棒 (ステンレス製)、大型サムターン (非常解錠表示) 備 考 エンドストップ、ステンレス三方枠 SUS304 HL (t=1.5加工) SUS製番指 表示付きツリダゲ錠 付属金物 1 式 記 号・名 称 SD 1 自 閉 式 上 吊 り 引 込 片 引 ハ ン ガ ー ド ア

鳴門市都市建設部まちづくり課	工事名	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち建築工事		記事	M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-11
	図面名	建具伏図・建具リスト		縮尺 1/100		



ベタ基礎 スラブ高さ
多機能WCを基準 NGL-50

A	多機能WC、物入	± 0
B	男子、女子WC	+ 60
C	機械室	+ 60
D	ポーチ	+ 20 (増しコン)

ベタ基礎耐圧版 t 150 D10@150 縦横共

■	土 台 ・ 桧	105 X 105	防 腐 処 理 材
■	柱 ・ 杉	105 X 105	
	間 柱 ・ 杉	105 X 45	
防蟻処理、土台天より1000mm			

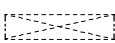
■	床 仕 上 げ
①	磁器タイル貼 100角 磁器タイル
②	モルタル金コ押 目地 切仕 上げ
③	モルタル金コ押、土間コン下地

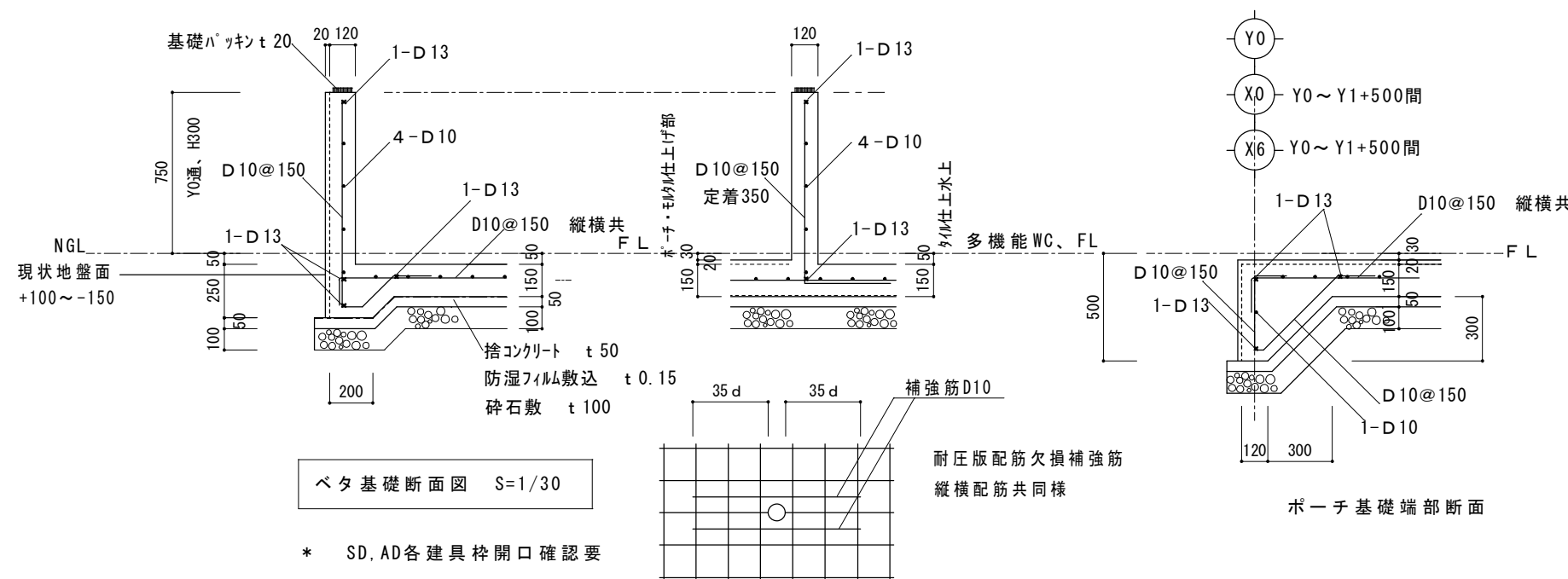
■ 小 屋 組		
特記以外の梁は105×105とする		
小屋梁は全て米松		
----	火 打 ・ 米松	105 X 105
⊕	小屋束 ・ 杉	105 X 105
----	母 屋 ・ 杉	105 X 105
——	タルキ ・ 杉	45 X 60 @450
-----	材方杖 ・ 杉	30 X 90 @1080
多機能WC、Y0通部見掛り部は仕上加工のこと		

■ 天井仕上げ

梁、火打ち、小屋束等 表し部は
浸透型木材保護塗料塗

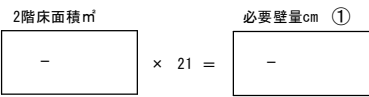
1 有孔化粧石膏*・ト*張 t 9.5
2 有孔化粧石膏*・ト*張 t 9.5 勾配張
3 ケイ酸カルシウム板 t 6 D P 塗

 1部有孔*・ト*

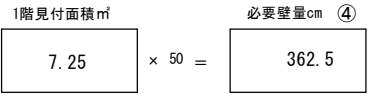
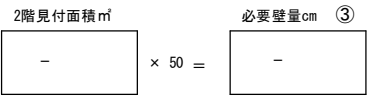


* SD, AD各建具枠開口確認要

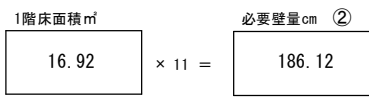
2 階平面図



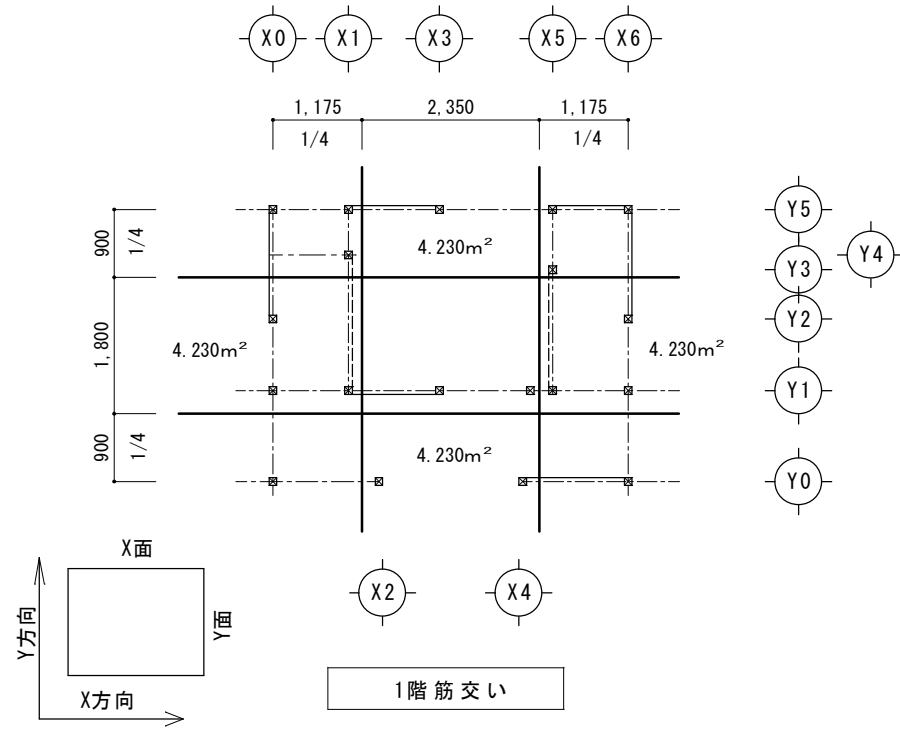
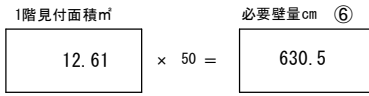
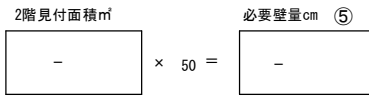
Y 面立面図



1 階平面図



X 面立面図



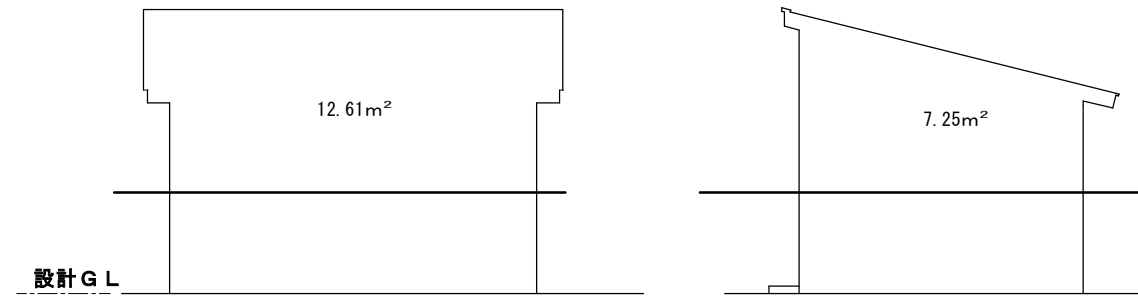
1階筋交い

壁量計算表（建築基準法施行令第46条）

軸組の種類		倍率	設計壁量の小計（×単位壁長×ヶ所＝）			
			X方向		Y方向	
			2階	1階	2階	1階
(1)	土壁又は木すりその他これに類するものを柱及間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0. 5				
(2)	木すりその他これに類するものを柱及間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1. 0				
	厚さ1. 5cmで幅9cmの木材若しくは径9mmの鉄筋又はこれらと同等以上の体力を有する筋かいを入れた軸組					
(3)	厚さ3cmで幅9cmの木材又はこれと同等以上の体力を有する筋かいを入れた軸組	1. 5				180X1 160X1
(4)	厚さ4. 5cmで幅9cmの木材又はこれと同等以上の体力を有する筋かいを入れた軸組	2. 0		145X1 120X2 100X1		145X2
(5)	9cm角の木材又はこれと同等以上の体力を有する筋かいを入れた軸組	3. 0				
(6)	(2) から (4) までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2) ～ (4) 倍率×2 4. 0				
(7)	(5) に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5. 0				
(8)	建告1100 大壁造の面材耐力壁 構造用合板 JAS特類 (仕様 厚さ7. 5mm以上) 釘打ちの方法 (N50 @150以下)	2. 5				
(9)	(2) から (6) までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1) 又は (2) と (2) ～ (6) との合計				
設計壁量の合計 cm			－	970. 0	－	1090. 0

	VII	VII	VII	VII
必要壁量 cm	－	362. 5	－	630. 0
	① or ③	② or ④	① or ⑤	② or ⑥

見付面積 作図測定



X面立面図 1:100

Y面立面図 1:100

1階壁配置の検討 (1/4)

※ X方向上 1/4
存在壁量 440 (充足率 1以上) OK
必要壁量 4. 29 X 21 = 90. 09

※ Y方向右 1/4
存在壁量 530 (充足率 1以上) OK
必要壁量 4. 29 X 21 = 90. 09

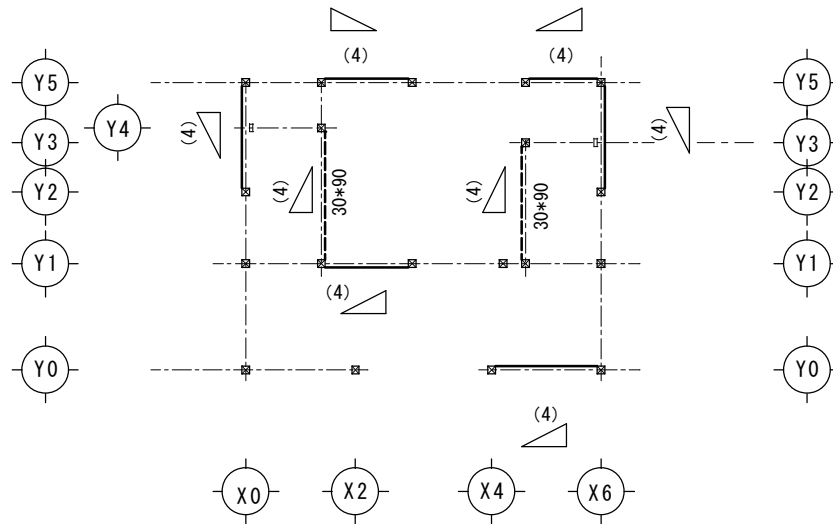
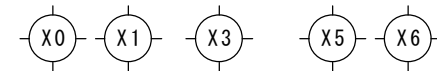
※ X方向下 1/4
存在壁量 290 (充足率 1以上) OK
必要壁量 4. 29 X 21 = 90. 09

※ Y方向左 1/4
存在壁量 560 (充足率 1以上) OK
必要壁量 4. 29 X 21 = 90. 09

柱小径計算表（建築基準法施行令第43条）

階	令43 (1)	令43 (2)	令43 (3)	横架材間垂直距離 (mm)	必要小径 (mm)	設計小径 (mm)
平屋建 or 最上階	1 / 25	1 / 33	1 / 30	1675	60	105
1階	1 / 22	1 / 30	1 / 28			

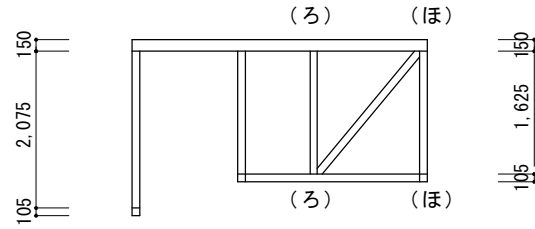
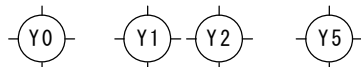
※ 床面積は壁量計算用の床面積を採用します。



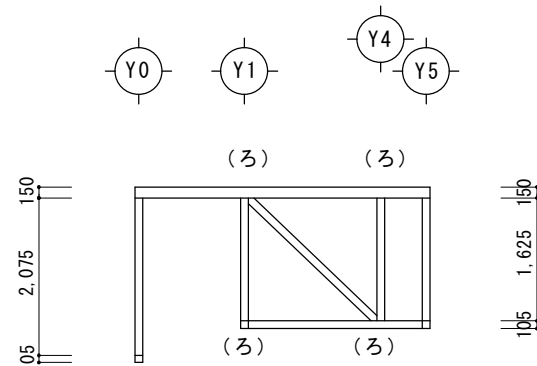
筋交い位置図

凡例

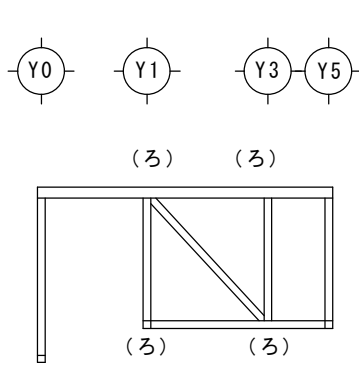
柱頭
柱脚
厚さ4. 5cmで幅9cmの木材
Y5通 厚さ3cmで幅9cmの木材



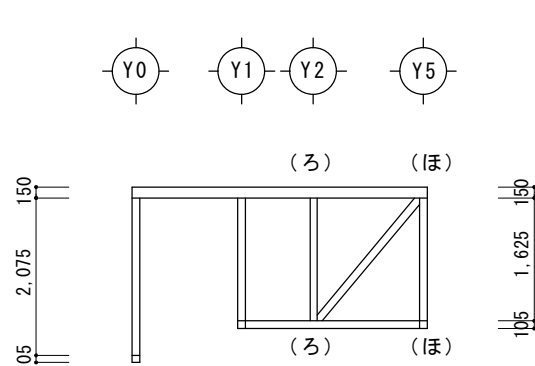
X 0通軸組図 1/100



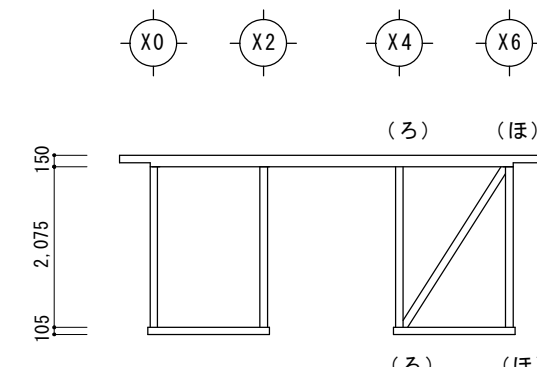
X 1通軸組図 1/100



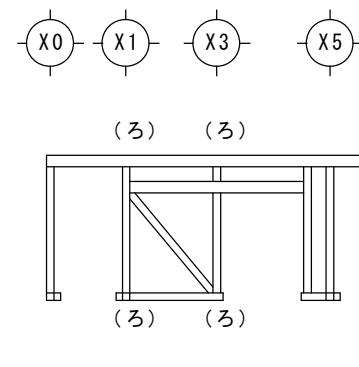
X 5通軸組図 1/100



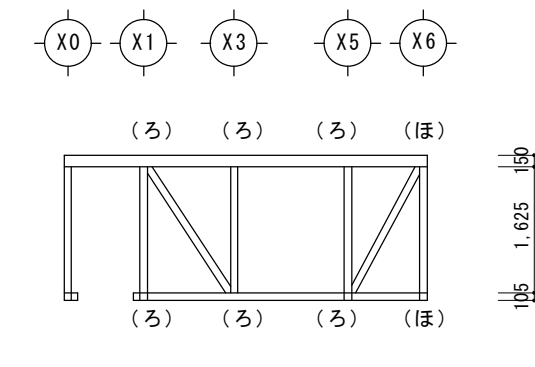
X 6通軸組図 1/100



Y0通軸組図 1/100



Y1通軸組図 1/100



Y5通軸組図 1/100

■ 告示第千四百六十号 表三

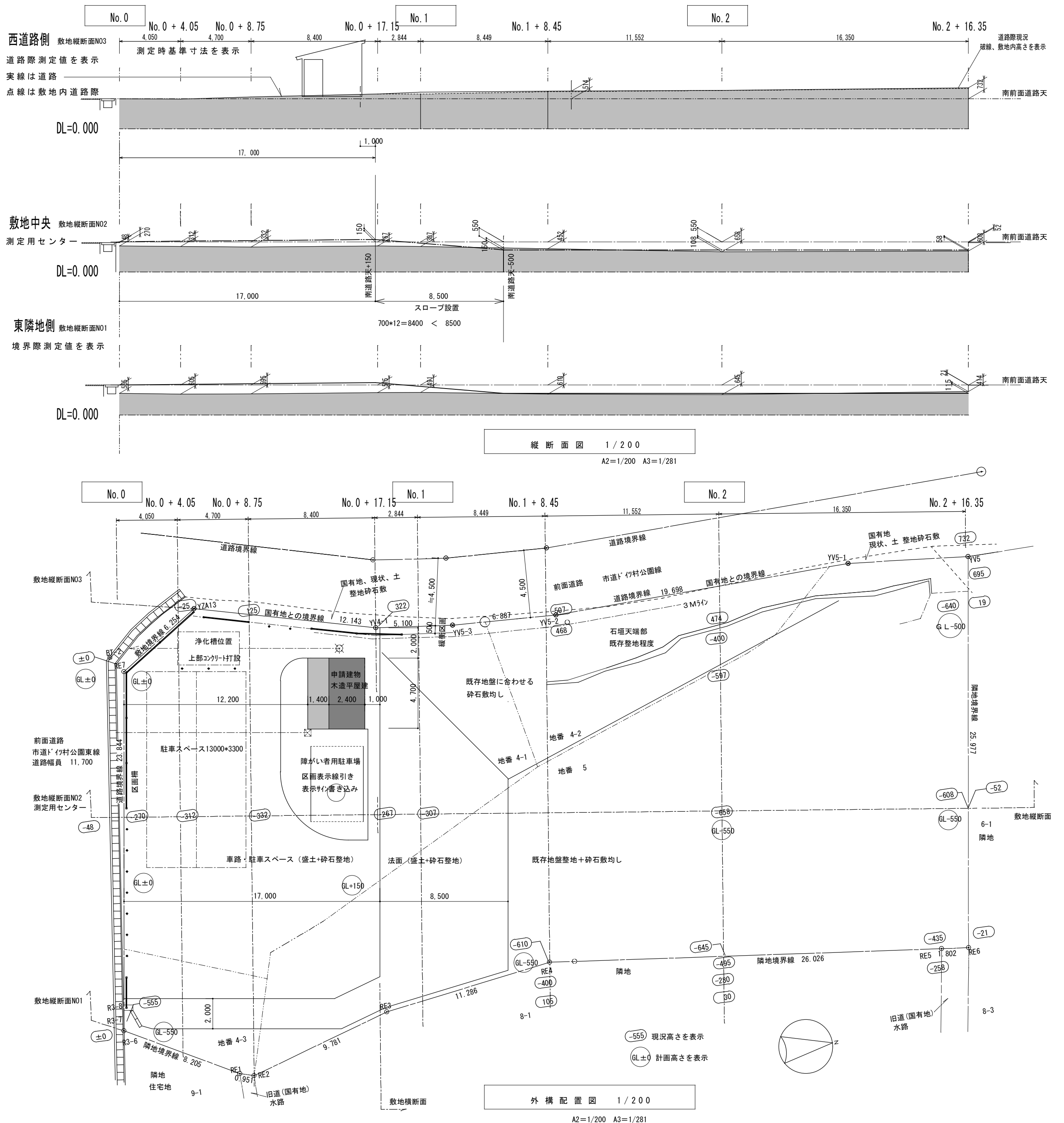
い	短ほぞ差し、かすがい打ち又はこれらと同等以上の接合方法としたもの。	へ	ホールダウン金物 1 0 K N 用
ろ	C P L 釘打ち	と	ホールダウン金物 1 5 K N 用
は	山型プレート打ち または C P T 釘打ち	ち	ホールダウン金物 2 0 K N 用
に	羽子板ボルト S B 2 または短冊金物 S 2 1階柱脚はH D 1 0とする	り	ホールダウン金物 2 5 K N 用
ほ	スクリュー釘＋羽子板ボルト S B ・ F S B ・ E またはスクリュー釘＋短冊金物 S 1階柱脚はH D 1 0とする	ぬ	ホールダウン金物 1 5 K N 用 × 2

※ 柱・束のホソ全ヶ所 い 以上とする。

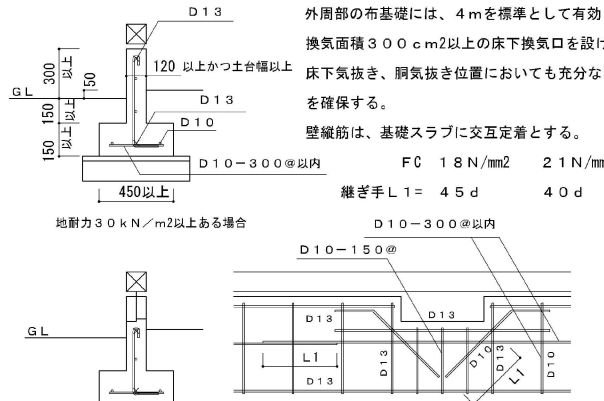
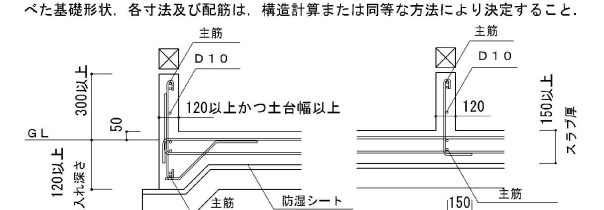
※ 接合金物は全て Zマ-ク表示金物同等以上とする。

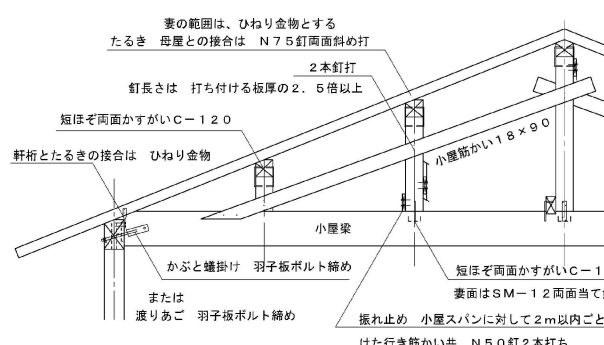
柱接合金物は柱頭、柱脚共同じとする。（通し柱を除く）

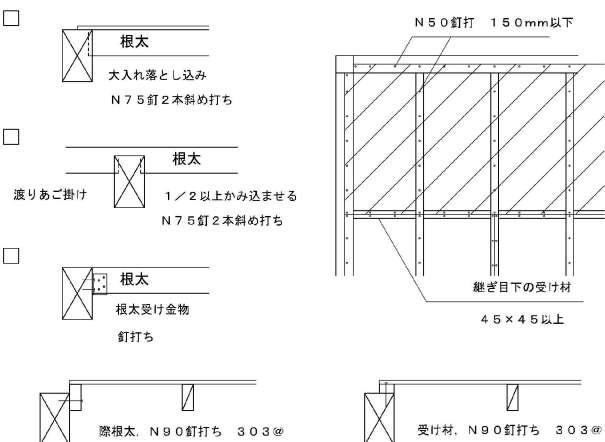
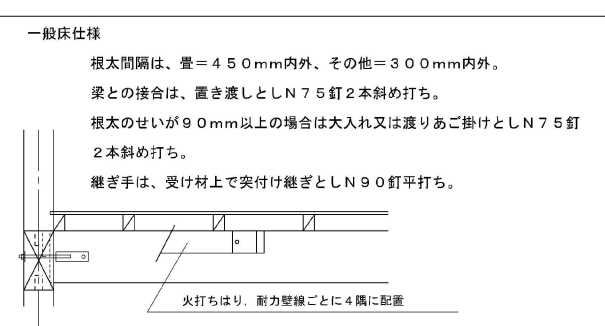
上階柱と下階柱をホールダウン金物により接合する場合は、上下の次なる金物を使用する。

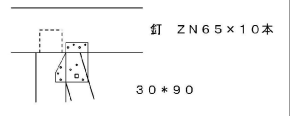
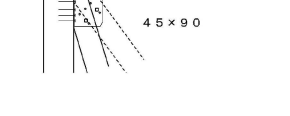
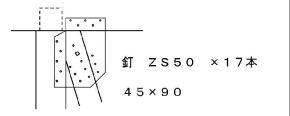
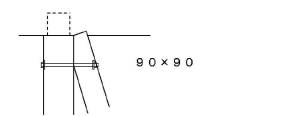


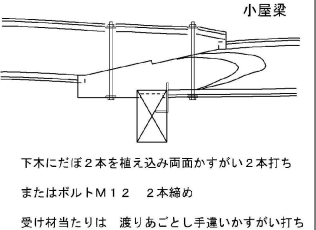
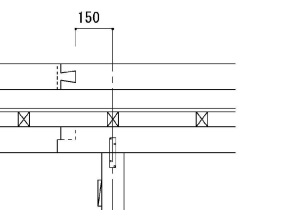
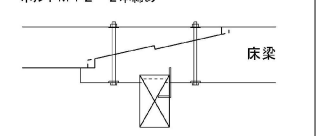
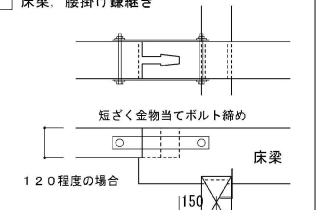
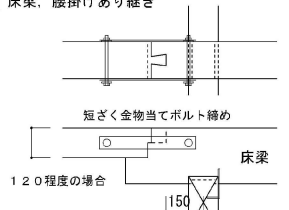
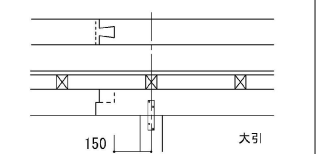
木 造 軸 組 工 法 標 準 図		3 - 1		
1. 一般事項				
設計図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する 適用項目は、□ にチェックをいれる。 本標準図は、設計者の責任において使用すること。				
壁量計算	X方向		Y方向	
	必要壁量	設計壁量	必要壁量	設計壁量
2階				
1階	図示による	〃	〃	〃
2. 使用材料				
木材の樹種		図示による		
土台		大引		
火打ち土台		根太		
柱		火打ちばり		
すじかい		母屋		
小屋梁		たるき		
梁				
釘	J I S A 5 5 0 8 N 3 8、N 4 5、N 5 0、N 6 5、N 7 5、N 9 0、N 1 0 0 J I S A 5 5 0 8 G N 4 0、G N 5 5、(せっこうボード用) J I S A 5 5 0 8 S N 4 0、(シーシングボード等用)			
諸金物	Z マーク表示品、または同等品以上。			
アンカーボルト	Z マーク表示品又はこれと同等品以上のものとし埋め込み長さは250mm以上とする 埋設位置は、筋かいの上端部が取り付く柱に近接した位置、面材耐力壁柱に近接した位置 土台切れの箇所、土台継手及び土台仕口箇所の押さえ勝手側端部 上記以外は、2.7m以内の位置			
3. 防腐、防蟻措置				
適用範囲				
1 土台、外壁部の柱、間柱、筋かい、下地板の内地盤面からの高さ1m以内の部分。 網線、木口、ほぞ、ほぞ穴を含む。(和室廻り除く)				
2 浴室にあっては、天井下地、木部、床組(床下地板、根太掛け含む) ユニット除く。				
3 台所、等湿気のある場所の水がかりとなるおそれのある軸組、床組				
□ 薬剤による現場処理				
□ 木材の防腐措置 J I S K 1 5 7 0 に適合する規格品、同等品				
□ 木材の防腐 防蟻措置 日本しろあり対策協会認定の予防剤、同等品				
処理方法 塗布、吹付、浸漬に使用する薬剤量は、表面積1m2につき300mlを標準とし2回処理以上とする。 しろあり協会認定処理剤を使用する場合は、協会制定の標準仕様書に準ずる。				
□ 薬剤による工場処理				
製材のJASの保存処理の規格適合品 J I S A 9 1 0 8 の規格適合品				
現場加工、切断穿孔箇所は、上記に準じて塗布または、吹付処理を行う				
□ 土壌の防蟻措置、				
しろあり協会認定の土壌処理剤、同等品				
防蟻のための土壌処理を行う場合は、外周部布基礎の内外20cm 東石の周囲20cmを標準とする。				
4. 地業工事				
地盤が比較的良好な場合は砕石による地業とすることが出来る。				
□ 割石地業				
割栗石は硬質なものを使用し、目つぶし砂利は、切り込み砂利または切り込み砕石とする。 原則として一層小端立としすきまのないようはり込み、目つぶし砂利を充てんする。				
□ 砂利地業				
使用する砂利は、切込み砂利、切込み砕石又は再生クラッシュランとし、 最大粒径は45mm程度とする。				
締め固めは、ランマー3回突き以上、ソイルコンパクター2回締め以上又は振動ローラー締めとし、凹凸部は、目つぶし砂利で上ならしする。				

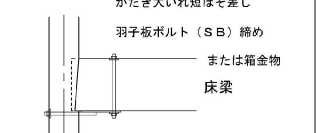
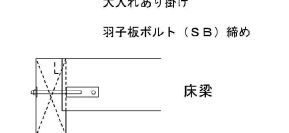
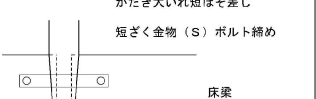
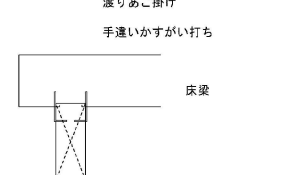
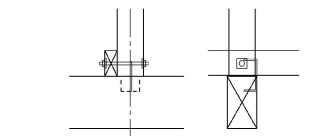
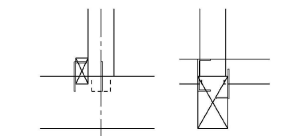
5. 基礎工事	
基礎の構造は、鉄筋コンクリート布基礎または、べた基礎と一体となった布基礎とする。 特記なき場合コンクリート強度 F C = 1 8 N / m m 2 以上 スランプ18cm以内 鉄筋 S D 2 9 5、土に接するかぶり厚 基礎については60mm、梁については40mm 外周部の布基礎には、4mを標準として有効換気面積300cm2以上の床下換気口を設ける 床下気抜き、胴気抜き位置においても十分な梁成を確保する。 壁縦筋は、基礎スラブに交互定着とする。 FC 18N/mm2 21N/mm2 縦ぎ手L1= 45d 40d	
	
べた基礎形状、各寸法及び配筋は、構造計算または同等な方法により決定すること。	
	

6. 断面図	
	

7. 床仕様	
□ 剛床仕様、火打ち梁を省略出来る 構造用合板厚12mm以上 長手方向を根太と直行させ千鳥張りとしN50釘打150mm以下。 根太は、45×105以上とし間隔を455mm以下とする。 床梁を1,820mm内外にはり間、または、けた行き方向に配置する。	
	
□ 一般床仕様 根太間隔は、畳＝450mm内外、その他＝300mm内外。 梁との接合は、置き渡しとしN75釘2本斜め打ち。 根太のせいが90mm以上の場合は大入れ又は渡りあご掛けとしN75釘2本斜め打ち。 継ぎ手は、受け材上で突付け継ぎとしN90釘平打ち。	
	

8. 筋かいの仕口	
基準法告示1460号	
□ 横架材及び柱に突付け 筋かいプレート (BP) 同等品当て 角根平頭ボルトM12締め釘打ち 耐力壁長が1,820程度の場合はBP2を使用	□ 横架材及び柱に突付け ブレースボックスⅡ 釘打ち (BP2同等品) 角根平頭ボルトM12 締め釘打ち
	
□ 横架材及び柱に突付け 筋かいプレート (BP2) 同等品当て 釘打ち角根平頭ボルトM12締め	□ 横架材または柱に大入れ ボルトM12止め
	
□	□

9. 継ぎ手	
□ 小屋梁 台持ち継ぎ  下木にだぼ2本を植え込み両面かすがい2本打ち またはボルトM12 2本締め 受け材当たりは 渡りあごとし手違いかすがい打ち	□ もや腰掛け蟻継ぎ つかより持ち出し腰掛けかま継ぎ または腰掛けあり継ぎとしN75釘2本打ち 
□ 床梁 台持ち継ぎ ボルトM12 2本締め 	□ たるき そぎ継ぎ 千鳥に配置し もや上端でそぎ継ぎとし釘2本打ち 
□ 床梁、腰掛け蟻継ぎ  短ざく金物当てボルト締め 120程度の場合	□ 床梁、腰掛けあり継ぎ  短ざく金物当てボルト締め 120程度の場合
□ 大引継ぎ手 腰掛け蟻継ぎ  150 大引	□ 大引継ぎ手 相欠き継ぎ N75釘2本打ち  150 大引

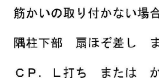
10. 仕口	
通し柱との取り合い かたぎ大いれ短ほぞ差し 羽子板ボルト (SB) 締め または箱金物  床梁	T字取り合い 大入れあり掛け 羽子板ボルト (SB) 締め  床梁
通し柱との取り合い かたぎ大いれ短ほぞ差し 短ざく金物 (S) ボルト締め  床梁	受け材が横架材の場合 渡りあご掛け 手違いかすがい打ち  床梁
振れ止め 厚50mm以上の材を使用する場合 □ 束に添えつけM12ボルト締め 	□ 梁に渡りあご掛け手違いかすがい打ち 

一般社団法人 徳島県建築士事務所協会

鳴門市都市建設部まちづくり課	工 事 名	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち建築工事		記事 ----- -----	M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第18857号	図面 No. A-16
	図 面 名	木造軸組工法標準図-1	縮 尺 NON			

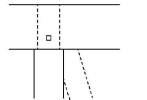
3 - 2

1 1, 筋かい軸組



基準法告示1460号 (上下端共)

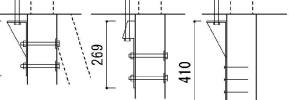
- ☐ (ろ) 長ほぞ差し込み栓打ち



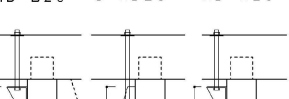
- ☐ (に) 短ほぞ差し羽子板ボルト (SB2)
(に) 短冊金物ボルトM12締め (S2)



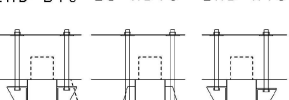
- ☐
- (へ) ホールダウン金物 10kN



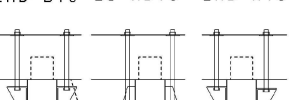
- ☐ (ち) ホールダウン金物 20kN
HD-B20 S-HD20 HD-N



- ☐ (ぬ) ホールダウン金物 30kN
2HD-B15 2S-HD15 2HD-N15



- ☐ (ぬ) ホールダウン金物 30kN
2HD-B15 2S-HD15 2HD-N15



る場合は、大きい耐力の金物を使用する事



(と)～(ぬ)については土台を除くものとし、土台と接合する場合は、土台耐力を

管柱の補強

筋かいの取り付く場合は別途検討とする



3階建て木造住宅の構造設計と手引き
平成6年版（木材技術センター）

15. 筋かいと柱の仕口部

- ☐ 出隅、側柱で90角筋かいがある場合



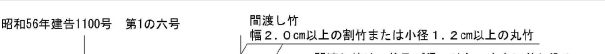
- (と) ホールドダウン金物 15 kN



ホールダウン金物を柱中心に取り付けると柱サイズによっては、筋かいPLのナットに当たる場合がある

16. その他の壁仕様

注) 図中金物は、使用方法を記載したもので必要耐力に対応したものではない。



中塗り土の塗り方	土塗壁の塗り厚	倍率
	7.5mm以上	1.5

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
幹 線 設 備	幹 線 設 備 引 込 柱 新 設
電灯・コンセント設備	電灯・コンセント

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
(1) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
(2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
(1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
(2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)
(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算
対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
- 強度計算
対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
- コンクリート工事
受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

- 特記仕様2(特記事項)
 - 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
 - カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、ブルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 屋外防水型ブルボックス(埋込部を除く)はメラミン焼付塗装とする。なお、材質については、ステンレスとする場合は図面特記による。
 - スリーブ材料は原則として水密を要する箇所はつば付銅管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩ビ管、それ以外は亜鉛めっき鋼板とする。
 - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - E。接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
 - PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
 - 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - 露出する配管は全て塗装を行う。なお、金属製管路の亜鉛めっき面はエッチングプライマー1種(J I S - K - 5 6 3 3)による化学処理を行った後、調合ペイント2回塗りとする。
屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
 - 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上、それ以外は 0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
 - 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
 - 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
 - ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
 - 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5により行う。
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
 - 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
 - 家用用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。
 - 薄鋼電線管(19、25・・・)は、表示されているものと同一外径のねじなし電線管(E19、E25・・・)を使用しても良い。
 - 配線器具は大角型埋込とし、フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
 - 蛍光灯器具の直管形又は環形ランプのうち20形以上のものは、低消費ランプ(LW形ランプ)とする。(但し、車庫・倉庫等冬期に室温が10℃以下となる場所に設置する器具及び防災用器具の場合を除く)
 - フロアプレートは水平高低調節付(空転防止リング付)とする。
 - 低圧CVケーブルの100℃以上はCVとし、その他のサイズについては係員との協議によりCVTを使用しても良い。
屋上、屋側の支持金物等はステンレス製(SUS304)とする。(装柱金物は除く)
 - 床下土中埋設配管は、建築躯体から支持する。

- 防火区画を貫通する配管は鋼製とし、耐火バテ等を使用のうえ建築基準法並びに消防法に適合する防火処理を行うものとする。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

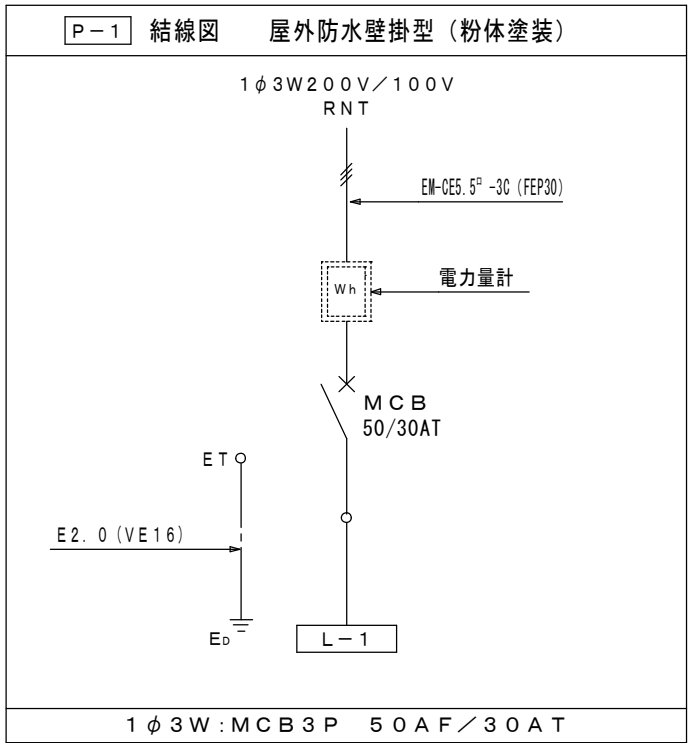
品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた(マンホールふた)	

メーカーリスト

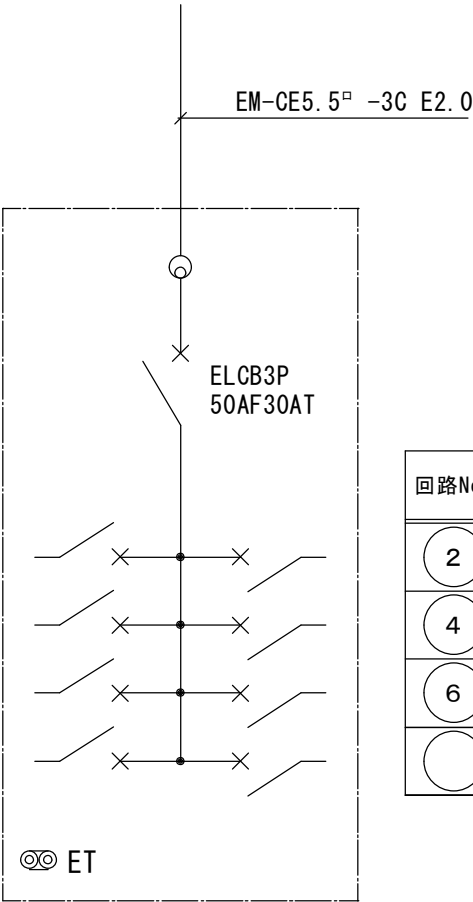
本工事に使用する機材の製造メーカーは下記同等品以上とする。

・電線管・付属品	J I Sマーク表示品
・電線・ケーブル	J I Sマーク表示品
・耐火・耐熱ケーブル	耐火・耐熱電線認定業務委員会 ((社)日本電線工業会) の認定を受けている旨の表示をしたもの。
・配 線 器 具	J I Sマーク表示品
・配分電盤類	一光電機 川崎電気 香東電機 パナソニック 河村電器 日東工業
・照 明 器 具	パナソニック 三菱電機 大光電機 岩崎電気 日立照明 東芝ライテック
・換 気 扇	三菱電機 パナソニック 東 芝 日立製作所
・拡 声 装 置	T O A パナソニック ビクター 東芝ライテック
・火災報知器	日本消防検定協会の検定合格書が貼付されたもの。
・ハンドホール	ガイドレ 関西鑄工 大和重工 福西鑄物 長谷川鑄工所 ・マンホール蓋

引込開閉器盤



負 荷 名 称	容量 (V A)	回路No.
電 灯	200	①
コンセント (ﾌﾞﾛｯｸ)	500	③
コンセント (男子便所・物入)	550	⑤
自販機	600	⑦



電灯分電盤<L-1>

盤名称	L-1 (分電盤)	
	リミッタースペースなし、ドア付	
	鋼板製、露出形、屋内用	
合計容量	4,610VA	
幹線サイズ	EM-CE5.5 [□] -3C E2.0	
配線用遮断器		数量
主 幹	ELCB 50AF/30AT 3P2E	1
2次分岐	MCCB 30AF/20AT 2P1E	8
	タイマー (動作周期: 24時間式、回路数: 1回路 定格電圧: AC100-240V)	1

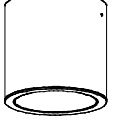
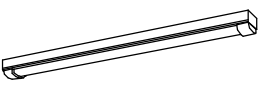
回路No.	容量 (V A)	負 荷 名 称
②	10	電 灯 (ﾎﾞｰﾅｰ)
④	1350	コンセント (女子便所)
⑥	1400	コンセント (多目的便所)
⑧		予 備

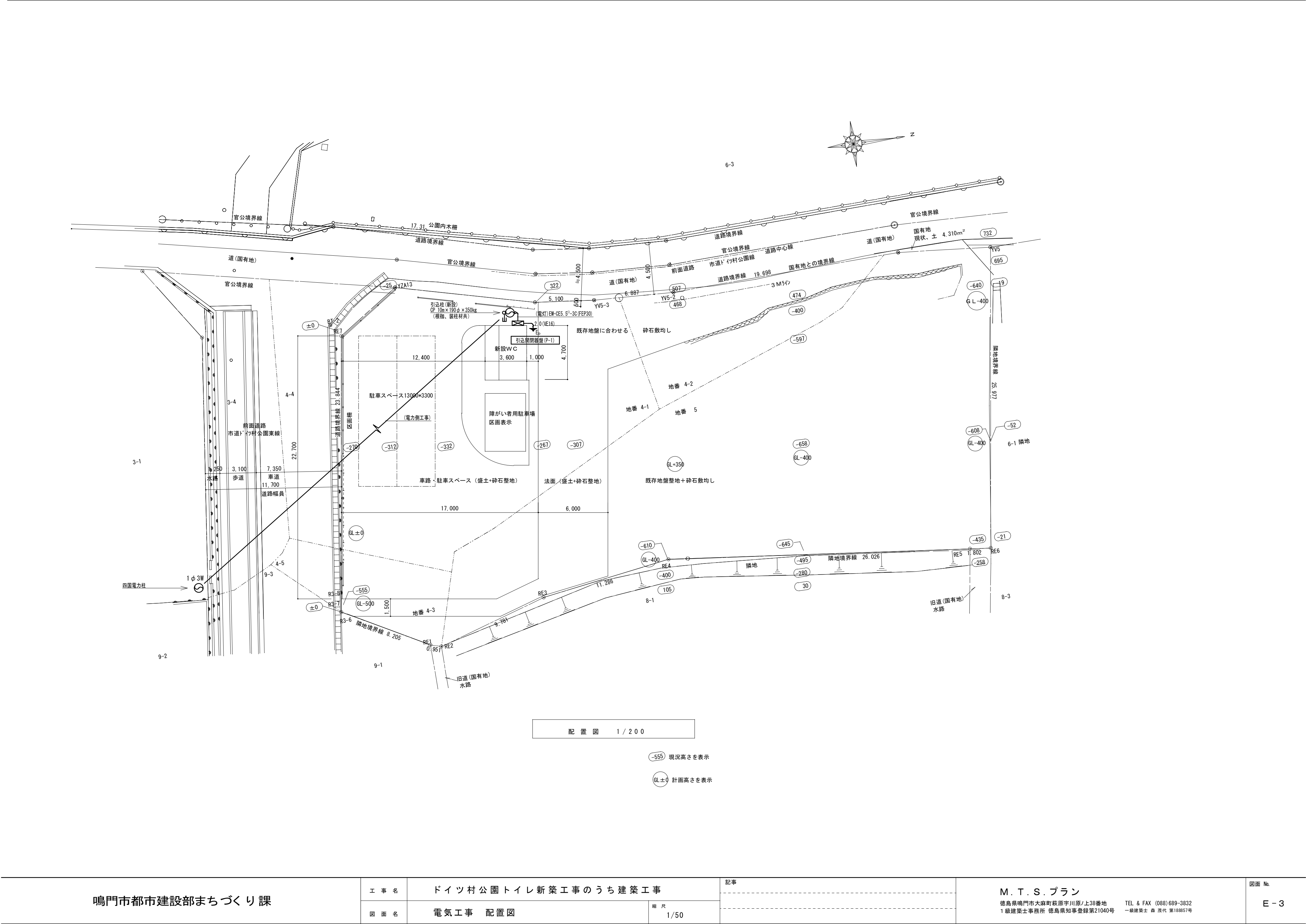
EEスイッチ+タイマー

1300

【凡 例】

シンボル	名 称	仕 様
——	天井コロン配線	
----	地中埋設配線	
⚡	引込受電点	
⚡	接地極	E D : D 種 接 地 工 事
⚡	分電盤	分電盤結線図参照
⚡	引込開閉器盤	引込開閉器盤結線図参照
○	照明器具	天井付 照明器具姿図参照
□○	照明器具	天井付 照明器具姿図参照
●	埋込スイッチ (片切)	1 P 1 5 A 1 0 0 V 新金属プレート共
●p	埋込スイッチ (PL)	1 P 1 5 A 1 0 0 V 新金属プレート共
●EE	自動点滅器	端子式バイメタル、金具付き、遮光フード付き、3 A 1 0 0 V
ET	埋込コンセント	2 P 1 5 A × 1 E T × 1 新金属プレート共
2ET	埋込コンセント	2 P 1 5 A × 2 E T × 1 新金属プレート共
2EWP	防水コンセント	2 P 1 5 A × 2 E 付 新金属プレート共
⚡	換気扇	機器表参照

イ	小型シーリングライト
	2個
	
	LED内蔵くワコンア (ひと粒) タイプ>、電源ユニット内蔵、天井直付型 光源遮光角30°、光源寿命40000時間 (光束維持率85%) 4000K、Ra85、拡散タイプ 本体: アルミダイカスト (ホワイトつや消し仕上) 器具光束1200lm、消費電力8.8W、電圧100V 反射板: プラスチック (ホワイト)
	パナソニック NCN14301WLE1 相当品
ロ	軒下用LEDシーリングライト 100形
	3個
	
	光害配慮型、軒下用 (防雨型) 5000K、Ra72、電圧100V、構内配光タイプ 光源寿命40000時間 (光束維持率70%) 本体: アルミダイカスト (ホワイト仕上) カバー: プラスチック (ホワイトつや消し) 天井直付型
	パナソニック NCW10000LE1 相当品
ハ	直付型40形 iスタイル 防湿型・防雨型
	1個
	
	一般タイプ、4000lmタイプ 消費電力26.7W、定格出力型、電圧100~242V 本体: 亜鉛鋼板 (クロムフリー・高反射白色粉体塗装) 防湿型・防雨型 (h ₂ O: ポリカーボネート (乳白) +77mm ² のh ₂ O) 光源寿命40000時間 (光束維持率85%) 1P23防湿型、昼白色 (5000K)、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵
	パナソニック 直付XLW442NENZLE9 相当品

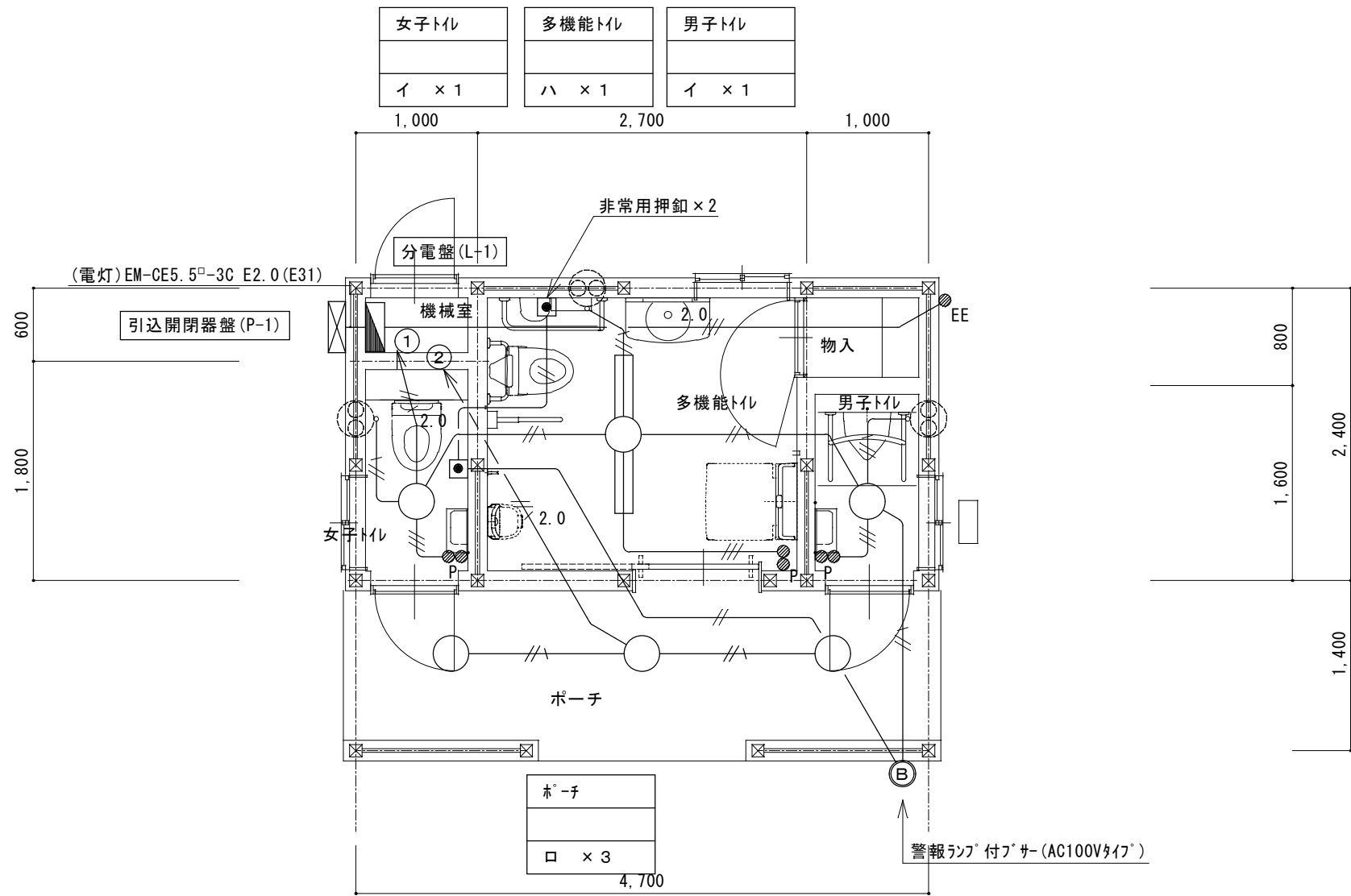


配置図 1 / 2 0 0

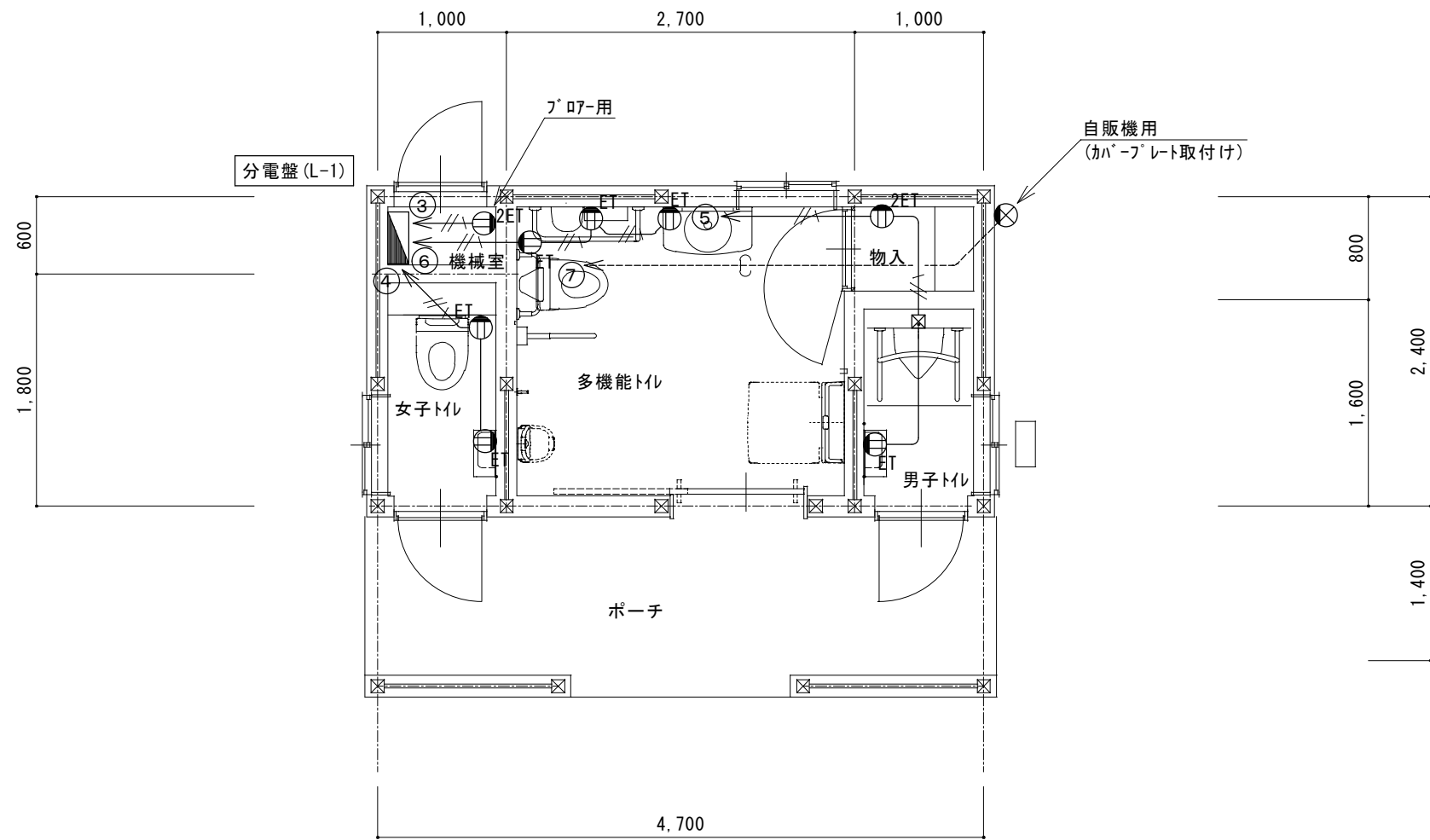
-555 現況高さを表示

GL±0 計画高さを表示

鳴門市都市建設部まちづくり課	工 事 名	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち建築工事		記事	M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号	TEL & FAX (088)689-3832 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. E-3
	図 面 名	電気工事 配置図	縮 尺 1/50				



平面図 1 / 50
(電灯設備)



平面図 1 / 50
(コンセント設備)

図中明記なき配管・配線は下記とする。	
〈電灯回路〉	
2.0//\	EM-EEF2.0-3C
2.0//	EM-EEF2.0-3C
//	EM-EEF1.6-2C
//\	EM-EEF1.6-3C
〈コンセント回路〉	
//\	EM-EEF2.0-3C
C	(PF22)
〈警報回路〉	
//	EM-AE1.2-2C
二重天井内ケーブルコログン配線とする。	
隠蔽部分の立下げはPF管にて保護とする。	